平成24年9月宮崎県定例県議会

産業活性化特別委員会会議録

平成24年9月25日

場 所 第4委員会室

平成24年9月25日(火曜日)

午前10時0分開会

会議に付した案件

概要説明

県土整備部、総務部

- 1.公共事業における「地産地消」に向けた取組等
- 2.物品調達における「地産地消」に向けた 取組等

協議事項

- 1.調査活動計画について
- 2. 県外調査について
- 3. 県北調査について
- 4.次回委員会について
- 5. その他

出席委員(11人)

員 内村仁子 委 長 副 委 員 長 横田 照 夫 委 員 坂 口 博 美 透 委 員 星 原 委 員 中 野 廣 眀 委 昌 外 Ш 衛 委 員 後藤 哲 朗 委 員 西 村 賢 委 髙橋 透 員 委 員 河 野 哲 也 委 員 前屋敷 恵 美

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のために出席した者

県土整備部

県 土 整 備 部 長 和 濱田良 県土整備部次長 坂 本 義 広 総 (括) 県土整備部次長 上 康 井 志 (都市計画・建築担当) 部参事兼管理課長 修一 江 藤 技術企画課長 前 \blacksquare 安 徳 道路建設課長 幸雄 谷 道路保全課長 田宣行 永 河 Ш 課 長 東 憲之介 仁志 砂 防 課 長 加藤 港 湾 課 長 坂 元 政 嗣 都市計画課長 大 谷 睦 彦 建築住宅課長 藤 信 慜 伊 営 繕 課 長 酒 井 正 吾 総務部

総務事務センター課長 花 坂 政 文 総合政策部

総合政策課長金子洋士環境森林部

環境森林課長川野美奈子自然環境課長佐藤浩一森林経営課長水垂信一農政水産部

農 政 企 画 課 長 鈴 木 大 造 農 村 計 画 課 長 宮 下 敦 典 農 村 整 備 課 長 猪 股 敏 雄 漁 村 振 興 課 長 神 田 美喜夫

事務局職員出席者

政策調査課主任技師 山口 大吾 政策調査課主幹 髙村好幸

内村委員長 おはようございます。

ただいまから、産業活性化特別委員会を開会

いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますが、お手元に配付の日程案をごらんください。

本日は、前回委員会の委員協議を踏まえ、本委員会の調査事項の一つである「地産地消の推進に関すること」について、県土整備部及び総務部より、公共事業・物品調達における地産地消の取り組みについて説明をいただきます。また、公共事業を所管している環境森林部と農政水産部、地産地消県民運動を所管している総合政策部にも出席いただいております。その後、本委員会の調査活動計画について御協議いただいた後、台風10号の接近により延期いたしました県北調査、県外調査、そして次回委員会の順に御協議いただきたいと思います。

このように取り進めてよろしいでしょうか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

これから執行部の説明に入ります。 執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時1分休憩

午前10時2分再開

内村委員長 委員会を再開いたします。

本日は、県土整備部及び総務部、総合政策部、 環境森林部、農政水産部においでいただきまし た。

それでは、初めに、一言御挨拶を申し上げます。私は、この特別委員会の委員長に選任されました都城市選出の内村仁子でございます。

時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきますが、私ども11名が、さきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施していくことになりました。

当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

執行部の皆さんの紹介につきましては、出席 者名簿をいただいておりますので、省略してい ただいて結構でございます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

濱田県土整備部長 おはようございます。県 土整備部長の濱田でございます。

本日は、地産地消に向けました取り組みにつきまして、県土整備部及び総務部から御説明をさせていただきます。

なお、関係する部からも関係課が出席しておりますが、出席者につきましては、ただいま委員長がおっしゃったとおり、お手元に配席図をお配りしておりますので、紹介は省略をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りしております資料 1と資料2をごらんいただきたいと存じます。

まず、資料1によりまして、県土整備部から、「公共事業における『地産地消』に向けた取り組み等」につきまして、続きまして、資料2によりまして、総務部から、「物品調達における『地産地消』に向けた取り組み等」につきまして、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

江藤管理課長 管理課でございます。

お手元の資料1の目次をごらんください。

私のほうから、公共事業における「地産地消」 に向けた取り組み等と、参考1の公共事業の推 移及び参考2の公共事業に係る入札制度の状況 について御説明いたします。

なお、公共事業における「地産地消」に向け た取り組み等につきましては、一部、技術企画 課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず資料の1ページをお開きください。公共事業における「地産地消」に向けた取り組み等についてであります。

まず、1の現状と基本的取り組みの(1)県内企業への発注状況についてであります。県の発注する公共工事につきましては、特殊な工事など競争性が不足する場合を除きまして、県内業者に発注することとしております。表の「県工事における県内業者への発注状況」でありますが、平成21年度の95.8%から、22年度が96.6%、23年度は97.3%となっております。県外業者が受注した工事の例としましては、PC橋上部工、鋼橋の補修・耐震補強などであります。

次に、(2)の県内下請負人の活用状況についてであります。県では、工事請負契約約款において、県発注工事の受注者は、下請負人を宮崎県内の建設業者の中から選定するよう努めなければならないとしております。また、元請・下請関係適正化等指導要綱におきまして、受注者が県外業者を下請負人に選定した場合には、選定理由を県へ報告するよう義務づけております。表の「県発注工事受注者の県内下請業者との契約状況」でありますが、1,000万以上の県工事における県内の下請業者との契約率は、平成21年度の89.0%から、22年度が89.5%、23年度は87.0%となっており、ほぼ90%近い数値で推移しております。

2ページをお開きください。(3)の建設資材の県内調達状況についてであります。建設資材の調達につきましても、約款におきまして、県発注工事の受注者は、建設資材を購入する場合には、購入の相手方を県内業者から選定するよう努めなければならないこととしており、県外

から建設資材を購入した場合には、県への通知を義務づけております。表の「県発注工事受注者の県内業者からの調達状況」でありますが、1,000万円以上の県工事における県内業者との契約率は、平成21年度の89.4%から、22年度が90.6%、23年度は89.2%となっており、90%程度で推移しております。

次に、(4)の県内下請負人の活用及び建設資 材の県内調達についての周知・要請についてで あります。県の主な取り組みといたしましては、 県工事の発注の都度、受注者に対して要請文書 を手渡しているほか、毎年夏に県内8カ所で開 催しております建設業者研修会の中で周知・要 請を行っております。また、毎年8月と12月に、 県土木事務所などの発注機関や市町村に対しま して、元請・下請適正化の徹底に関する通知を 行う中で、地元活用の要請を行っております。 さらに今年度は、国の直轄事業予算が増額され たことに伴い、本年5月に県土整備部長が直接、 九州地方整備局を訪問したのを初め、国の発注 機関に対して県内企業の活用を要請したところ であります。このほか、さまざまな機会を通じ まして、建設業者、関係団体、発注機関への要 請などを行っているところであります。

次に、(5)の県内下請負人の活用及び建設資材の県内調達の義務づけについてであります。 四角で囲んでおります中に記載しているとおり、公正取引委員会の「入札談合の防止に向けて」 と題する資料の中で、「公共調達における地元業 者の下請使用や地元産品の利用の要請について も、こうした活動が、一般的な要請の範囲を超 え、事業者に対してこれを義務づける場合には、 事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから、好ましくないものと考えられます」 との見解が示されております。 公共事業における「地産地消」に向けた取り 組み等について、私からの説明は以上でありま す。

前田技術企画課長 技術企画課でございます。 私のほうから、技術的側面からの取り組みに ついて御説明させていただきます。

資料の3ページをごらんください。公共工事における地産地消につきましては、県内産業振興の観点からも大変重要であるため、積極的に取り組んでいるところであります。

まず、(1)の主要資材の製造における原材料の「地産地消」の取り組みについてであります。原材料に関する地産地消につきましては、砕石等を使用します生コンクリート、アスファルト合材、コンクリート二次製品など、主要建設資材の製造関係団体に対しまして、良好な品質と適切な生産コストを確保される中で、可能な範囲で、県内からより多くの原材料を調達していただくようお願いしているところであります。

次に、(2)の設計段階における「地産地消」の取り組みについてであります。公共工事の設計に当たりましては、これまで、経済性及び施工性や耐久性などの技術的な面を重視してまいりましたが、さらなる地産地消の推進を図るため、地元の労力や資機材が活用できる工法の採用につきましても、可能な範囲で検討に努めるよう、各発注機関に対し周知をしたところであり、あわせて、測量設計業協会に対しましても要請するとともに、設計業務の受注者に対しましても申記仕様書で明示するなど、地産地消の推進に努めております。

次に、(3)の公共工事における県産木材の使用についてであります。木材に関する地産地消としまして、工事に使用する木材につきましては、県産材を使用するよう努めることを特記仕

様書に明記しており、徹底を図っているところであります。また、(2)で御説明させていただきました設計段階での地産地消の取り組みの中におきましても、県産木材を活用した材料の採用を検討することとしております。今後とも、公共事業の執行に当たりましては、地産地消を十分に意識し、県産資材の積極的な活用に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

江藤管理課長 続きまして、参考1と2について御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。公共事業 の推移についてであります。

このグラフは、平成に入ってからの県全体の公共事業費の最終予算の推移をあらわしたものであります。グラフの下の表、「県の公共事業最終予算の推移」の数値をもとに作成しております。

まず、棒グラフの部分をごらんください。左 から、青色が補助公共・交付金事業、黄色が県 単公共事業、緑色が直轄事業負担金、オレンジ 色が災害復旧費をあらわしたものであります。 上の赤色の折れ線で表示しておりますのは、そ れらの合計となります。赤色の折れ線を見てい ただきますと、年度によって、国の経済対策等 に伴う補正や発生した災害の規模によりまして 多少のでこぼこはありますが、全体的な傾向で 申しますと、平成10年度までは右肩上がりで推 移しておりましたものが、11年度以降は右肩下 がりとなり、現在に至っております。県が財政 改革に着手しました平成16年度以降について申 し上げますと、計画上は、事業費の縮小を見込 んでおりました16、17年度について、台風災害 の発生によりまして、赤色の折れ線のとおり、 2年連続で前年度を上回っておりますが、18年

度には、その反動もありまして、大きく減少した形になっております。19年度からは第2期の財革期間となりますが、国の経済対策等が繰り返し実施されたこともありまして、緩やかな傾斜で推移しております。

なお、グラフの全体を見ておわかりのとおり、 本県の公共事業費の大部分を占めているのは、 棒グラフ青色部分の補助公共・交付金事業であ ります。

表の一番下に、参考として、「国の公共事業関係費当初予算の推移」を記載しておりますので、ごらんください。数値のみの表記でわかりづらいかと思いますが、国の当初予算も、平成に入りしばらくは右肩上がりで推移した後、平成9年度をピークに縮小しておりますので、結果的に、国の公共予算の動向が本県の公共事業費に大きく影響しているということになっております。

公共事業費の推移につきましては以上であり ます。

次に、資料の5ページをお開きください。参 考2の公共事業に係る入札制度の状況について であります。

まず、1の建設工事についてであります。(1)にありますように、入札方式につきましては、予定価格250万円以上のものは原則一般競争入札によることとし、それ未満のものは随意契約によることとしております。

次に、(2)の発注標準額及び入札参加資格についてでありますが、県では、発注する工事の種類と予定価格に応じて、あらかじめ入札に参加できる建設業者の格付を行っております。入札参加資格は2年に一度見直しを行うこととしておりまして、本年度と来年度はこの基準によって発注することとしております。表の見方につ

いて説明しますと、例えば土木一式工事につきましては、予定価格7,000万円以上の工事は特A級に格付けられた建設業者に、3,000万円以上7,000万円未満の工事はA級に格付けられた建設業者に、それぞれ発注するというものであります。

なお、欄外の米印にありますように、例えば 橋梁の上部工などの特殊な技術を要する工事等 については、例外として、この表以外の入札参 加資格を設定する場合があります。

次に、(3)につきましては、入札公告から開札までの期間について記載しております。予定価格に応じて公告期間を設定しており、短縮規定を活用した早期発注に努めているところであります。

(4)の予定価格の公表時期につきましては、 昨年10月より、全て事後公表としたところであ ります。

次に、2の建設関連5業種に係る業務委託についてであります。業務委託では、(1)の入札方式にありますように、予定価格100万円を境に、測量・補償コンサルタント業務につきましては一般競争入札、建設コンサルタント・地質調査・建築設計業務につきましては指名競争入札と一般競争入札の試行によりまして、それぞれ契約の相手方を選定しているところであります。

次に、(2)の入札公告・指名通知から開札までの期間についてでありますが、建設工事と同様、短縮規定を活用した早期発注に努めているところであります。

(3)にありますように、予定価格の公表時期につきましては、平成20年10月より、全て事後公表としているところであります。

参考1と参考2について、説明は以上であります。

花坂総務事務センター課長 総務事務セン ターでございます。

お手元の資料 2、産業活性化特別委員会資料、総務部をごらんください。めくっていただきまして、ちょうど裏になります 1 ページでございます。

物品調達における「地産地消」に向けた取り 組み等について、御説明をいたします。

まず初めに、1、県内業者への発注状況についてでございます。物品の発注につきましては、県内業者で取り扱いのない特殊なものを除きまして、全て県内業者へ優先発注を行っているところでございます。

なお、その下に書いてございますが、県内業者で取り扱いのない特殊なものとしましては、 昨年度の実績で申し上げますと、試験研究機関で使用します炭酸ガスレーザー加工機、それから、防災航空ヘリで使用します航空用ストレッチャーなど、5件でございました。

次に、物品調達における本庁での発注状況の 表をごらんいただきたいと思います。現在、総 務事務センターにおきまして、知事部局及び教 育庁の本庁各課の物品調達を一括して発注して おります。この表は、過去3年間のその状況で ございます。表の一番下の23年度の欄をごらん いただきたいと思います。物品について、県内 業者への発注は6,963件、99.9%、県外業者への 発注は5件で0.1%、印刷物につきましては、全 て県内業者への702件で、その合計では、県内業 者が7,665件の99.9%、県外業者が5件の0.1% となっております。県内業者への発注がほぼ100 %に近い状況となっているところでございます。 また、平成21年度と22年度につきましても同様 な状況となっております。その下に米印で書い てございますが、23年度発注内訳でございます。

随意契約案件が7,579件でございまして、全体の98.8%を占めているところでございます。

次に、2ページをごらんください。出先機関及び県全体の発注状況でございます。出先機関につきましては、総合庁舎等の各事務所を地区センターで、それから、研究機関等の単独庁舎は、みずから、それぞれの各部各課の令達予算に基づきまして、物品調達を執行しているところでございます。

それでは、上のほうの表の出先機関の発注状況でございます。一番下の23年度の欄でございますが、物品と印刷物の合計欄をごらんいただきますと、県内業者への発注は3万6,004件の99.6%、県外業者への発注は146件、0.4%となっております。これは本庁と同じような状況となっております。その下でございますが、県全体の発注状況では、23年度の一番下の欄、物品と印刷物の合計欄をごらんいただきますと、県内業者への発注は4万3,669件、これが99.7%、県外業者への発注は151件、0.3%となっております。県内業者への発注はほぼ100%に近い状況となっているところでございます。

3ページをごらんください。次に、2の物品 調達の入札制度についてでございます。物品調 達は、大きく、次の(1)の物品と(2)の印 刷物の2つに分かれております。(1)の物品、 いわゆる文具、事務機等の消耗品や備品でございますが、予定価格が160万円を超える物品については入札を行っています。これは、平成21年 4月から、原則条件つきの一般競争入札に移行しているところでございます。今申し上げました条件つきといいますのは、県内に本店、支店、営業所を有する事業者であることを規定しているものでございます。

次に、随意契約となる予定価格が160万円以下

の物品について、物品の競争入札参加資格者名 簿に登載された県内業者の中から指名をして、 見積もり合わせを行っているところでございま す。

次に、(2)の印刷物でございます。予定価格250万円を超える印刷物については入札を行っています。本庁においては、平成21年10月から、条件つきの一般競争入札に移行しているところでございます。また、出先機関におきましては、平成23年4月から、同じく条件つきの一般競争入札に移行しているところでございます。

次に、随意契約となる予定価格が250万円以下の印刷物につきまして、物品の競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ県内に印刷機械を有する業者を対象にランクづけを行った上で、それぞれのランクに応じた業者の中から指名して見積もり合わせを行っているところでございます。

一番下の契約形態につきましてですが、印刷物は当方の指示に従って作成していることから、請負の要素が高いため、製造の請負へ変更したところでございます。製造の請負へ変更したことによりまして、一部下請が可能となっております。

次に、4ページをごらんください。これは参考として掲示しておりますが、先ほど御説明をいたしました入札制度に関しまして、入札方式や発注基準額及び参加資格等を表で示したものでございます。これは、また後で見ていただければと思っております。

次に、5ページをごらんください。印刷業者のランクづけを行うための項目別配点表でございます。年間売上総額や資本合計、それから障がい者加算などの配点を示したものでございます。一番下のほうに等級格付基準表がございま

すが、A、B、Cランクに区分けをいたしておるところでございます。

大変申しわけございませんが、4ページのほうに戻っていただきまして、3の物品調達における下請負の状況をごらんいただきたいと思います。印刷物の下請負につきましては、契約書の条文の中に、「県内業者から選定するよう努めなければならない」と明記しているところでございます。また、印刷物の下請負に関しましては、発注する際や契約の際に、その取り扱いについて事業者への周知を図っているところでございます。その実績につきましては、平成21年度に1件の下請申請がなされましたが、その業者は県内の業者となっております。

総務事務センターからは以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

内村委員長 執行部の説明が終わりました。 御意見、質疑などがありましたら、お願いいた します。

星原委員 まず、1ページの管理課なんですが、県内業者の発注率は書いてあるんですが、金額ベースではこの数字とはまた違ってくるんじゃないかと思うんですが、金額ベースで見たところを教えていただけませんか。

江藤管理課長 1ページの(1)の県内企業への発注状況、今、件数ベースで記載しておりますが、金額ベースで申し上げますと、21年度が95.1%、22年度が95.5%、23年度が94.9%となっておりまして、大体95%程度となっております。

星原委員 ここの中では書いていないところなんですが、今、公共事業は減ってきているので、発注件数も少なくなる、そしてまた、金額も、多いときからすると、このグラフで見てもわかるように、金額が3分の1以下になってき

ているわけです。そういう中で、今、落札率が90 %前後で来ているんですが、私は、今みたいに、 事業費が少なくなる、件数、金額が少なくなっ てくる中では、落札率を少しでも上げていって、 とった業者に少しでもメリットというか利益が 出るような形、そういう形になってこそ、地産 地消で、要するに何かを買おうとしても、もう けがないと、いろんなものを買いたいとかいろ んなこともできなくなるわけで、だから、その 辺から考えると、少し落札率が上がって利益が 出れば、いろんな備品等の買いかえも進むでしょ うし、また福利厚生面でも、いろんな意味で企 業としてはそういう判断ができるだろうという ふうに思うんですが、落札率を上げるというこ とについて、地産地消面では何か考えていない ですか。

江藤管理課長 落札率につきましては、あく まで競争の結果、その落札率になっているとい うことでありまして、ただ、本県の場合で申し 上げますと、最低制限価格につきましては、平 成22年3月の見直しから、建設工事につきまし ては、おおむね予定価格の90%ということで取 り扱っておりまして、それまで段階的に最低制 限価格の引き上げを行ってきた経緯がございま す。最低制限価格の引き上げについては、当時、 非常に全体の公共事業量が減る中で、地域の経 済・雇用を支えるそれぞれの地域の建設業者の 育成という観点も含めて引き上げを行っており まして、それは、単年度ごとにそういう判断を して、時限的な取り組みとしてこれまでやって きております。今年度につきましても、引き続 き、最低制限価格の水準については90%程度と いうものを維持するということで取り組んでい るところであります。本会議等の質問の中でも 最低制限価格の引き上げということもいただい ているわけですけれども、現状としては、例えば国の低入札の基準価格がありますけれども、本県の場合、それの上限と並ぶ形で設定しております。さらにそれを引き上げるということについては、一部、会計検査院からの指摘等も過去にされたところもあるようですので、その点も踏まえながら、今のところ、90%の現状を維持することとしているということであります。

星原委員 逆に、今、県内の業者が仕事をして、もうかって税金を納めている業者はどれぐらいいるものなんですか。

江藤管理課長 今、確かな数字は把握しておりませんけれども、これまで、それぞれの建設業界の関係の団体の方々とかに御意見をいろいるといただく中では、先ほど委員がおっしゃったような中でいくと、例えば労務単価の問題とか、そのあたりのところも意見をいただいておりまして、今の落札の状況では経営的に厳しい業者もいらっしゃるということはお聞きしているところであります。

星原委員 労務単価が、1万8,000~1万9,000円台から、今、1万1,500円前後かなというふうに思うんです。業界の人たちと話をすると、一番のネックは、労務単価が下がっているのでなかなか厳しいと。だから、その実態をしっかり把握していただきたいというのがあるわけです。多分、今の状況の中でいくと、最低制限価格が90%前後で指定されていれば、そんなにもうかっていないんじゃないかなという感じがするんです。私は、地域経済を回す上でも、ある程度の利益が出て、いるんなものを買いかえたりいるがら、利益も出て税金を納めさせて、金を回すような流れに持っていかないと、地域の商工業者の皆さん方まで影響が出ていると、そういうふうに思うん

です。だから、今、国のほうの流れとかいろいろ言われますが、私は、皆さん方が実態を、今の状況がどういう形で流れているかというのをちゃんと把握されながら最低制限価格なんかもそれぞれ設定していかないと、景気もよくなってこないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどういうふうに捉えていますか。

江藤管理課長 最低制限価格の水準をどの程度にするかというところは大きな論点だと思いますが、もう一つは、予定価格のところに当然労務単価の部分もはね返ってきているわけでありまして、ですから、適正な労務単価をきちんと踏まえながら、まずは予定価格を適正なもので算定するようにしなければならないと思っております。

星原委員 もう1点言わせてもらうと、皆さ ん方が積算して設定しますよね、設計価格で100 %なら100%にして、設計価格から最低制限価格 を決めていくわけですね。私は、設計している んだから、それ以下で取る分には何も談合にな らんし、予定している価格範囲であれば別に問 題はないと思うんです。これを談合といって100 以上で話し合ってとろうとすれば、それはおか しいことになるんだけれども、特に補助公共な んていうのは、国から2分の1補助があるもの は、せっかく予算としてはそれで流れてきてい るんですから、1%でも5%でも高くなる分に は、それだけ宮崎県の中に金が落ちるという計 算からいけば、そういうふうな流れの中でとっ ても決しておかしくないと思うんですが、そう いう見方というのはできんものですか。

江藤管理課長 予定価格と最低制限価格の間の中でいわゆる最低落札者、一部総合評価でやる部分もありますけれども、基本的には、最低価格で入札した方が落札者となるということで

ありまして、言えば、結果、落札率が90%程度で推移しているというのは、一方で、先ほど申しましたように、県の最低制限価格という現状があります。そういう中で、確かに全体の仕事量が年々減少していく中で、例えば土木一式フラスマイナス0.数%の中に、入札者のおおよそ6割強ぐらいの方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を入れているという方が札を付きませんので、落札を引き上げるような手だてというのは、流っのを引き上げるような手だてというのは、発注者の側としては講じづらいのかなというふうに考えております。

星原委員 90%前後ぐらいに設定されている とわかっているから、その辺に6割の人が入れ ていくだけであって、95%なら95%前後に設定 してあるというふうな形に捉えれば、業者はそ の辺で入れていくんですよ。それは1%でも高 いほうがいいわけですから。今は制度がその辺 だとみんな思っているから、そこで6割の人が 入れざるを得ない。上がってくれば、そこに合 わせた形でみんな入れていきますよ。95%前後 ですよというのが大体わかってくれば、そこの 数字に合わせていきますよ。その辺の考え方で、 地域の景気が、我々の地元でも商店が潰れたり いろんなところが潰れていっている現状を見て いると、効果的に地域に金が回るのは、公共事 業なんかの影響がかなり地域の経済を左右して いるんですよ、私が見ていて。だから、5%で も上がってきて地域にそれだけ金が落ちて回れ ば、公共事業からの影響で、ほかの業種の人た ちまでそうやって金が回っていくんだという トータルで物を判断しないと、業者がとってど

うだこうだじゃなくして、その金が地域を回ることまでこの占める割合というのは大きいんだと。地域の商店まで守っていく上では。その辺まで考えていただいて、今後、最低制限価格の設定なんかも再度検討していただければと思いますので、これは要望にしておきますが、よろしくお願いしたいと思います。

坂口委員 関連してですけど、そもそも最低制限価格の法的根拠、合理的な根拠、それがどこにあるのかをまず。

江藤管理課長 最低制限価格については、県の場合ですと.....。

坂口委員 簡単にでいいです。合理的な根拠。 江藤管理課長 あくまで発注者として、品質 確保という部分で、予定価格に対して、最低制 限価格のラインであればそれが確保できるとい う判断ができる水準ということになるかと思い ます。

坂口委員 だから、地方自治法ですよね。発注者の責任として最低限の品質を確保しなきゃならんと。具体的に言うと、手抜きやら粗悪品をとっちゃならんよということと、もう一つは、著しい経済へのダメージを与えちゃいかんということでのトータル的なプラスがあるという判断をしたときにかけろということで、それを詰めていくと、なかなか90も厳しい数字ですよというのが今の説明だったと思うんです。だから、経済的なことまで配慮した中で、これがぎりぎりなんですよということ。

問題は、それでもなおかつ何で苦しいのということだと思うんです。それは、今の落札結果というのも言われましたけど、最低制限価格と比べたときに、落札価格、契約価格、それはおおむねどんな状況なんですか。ある程度離れているのか、ほとんどその線なのか。聞くところ

では、ほぼ最低制限価格を割るか割らないかが、 契約につながるかつながらないかの分かれ目だ と聞くんです。それはおおむねどんな状況です か。

江藤管理課長 平均で見ますと、県の最低制限価格をおおむね90%としておりますが、落札率につきましても、ほぼ90.5とか90.6とか、いわゆる91の範囲内で入っております。

坂口委員 だから、とにかく失格者が出るか 出ないかのところで、たまたまその中に当たっ てきたという最低制限価格探りの入札状況に なってきているということは現実としてあるん じゃないかと思うんです。もうける、もうけな いの積算上の入札じゃなくて、最低制限価格が どこだろうということで、それを推測する推計 入札だと思うんです。最低制限価格推計入札と いう現実があるということです。おおむね90に しているから何とかいくんじゃないかという経 済的な判断というのが発注者側にはある。だけ れども、業界の実態は、今、星原委員が言った ようなことで厳しい。

何なのかというと、予定価格を決めて、予定価格に適正な単価を入れているんですよと言うけど、その単価に問題があるんじゃないか。なぜ、昔はある程度の経費が出て、今は出ないのかと。同じやり方でやっているのに。この単価というのはどういうぐあいにして決まっていって、最終的に設計単価に入れていっているんですか。

前田技術企画課長 労務単価について御説明 しますと、労務単価につきましては......。

坂口委員 いや、全体の単価です。労務費な んて3割も占めないんだから。

前田技術企画課長 実勢の取引価格をもとに 単価を設定するようにしております。

坂口委員 実勢の取引単価というのは、どういうぐあいにして把握されるんですか。

前田技術企画課長 お答えしますと、労務単価につきましては、国のほうで、国土交通省と農林水産省の補助事業、それから直轄事業を年1回、今の時期なんですけれども、10月ぐらいに、契約している、実際動いている工事を抽出しまして、実際の価格の記入を業者さんにしていただいて、それを統計処理しまして定めるということになっております。

それから、一般の資材につきましては、建設 資材の単価は、需給状態や取引の実態等をもと に調査しまして、毎年4月に単価をまず設定す る。それから、後、変動がありますので、物に よりまして、変動の大きいものはその都度とか、 あと、一定期間内を定めまして、上下がありま すので、それを変更するものと。単価の種類に よっても変えて、できるだけ実際の取引に合っ た、その地域に合った単価を設定するようにし ております。

坂口委員 今のは期待したところとちょっと 違うんですけど、まず、労務費については、実際何ぼ払っているかを調べて設定されますと。 それから、資材なんかについては、実際何ぼいうこと。 購入しているかを調べて単価に入れますということ。 仕組み上はいいと思うんです。ところが、実態として、星原工務店が元請をして私がその何来たときは、下請はもうはねられているんです。 入札でとる人はこの方なんですね。実際、工事をするのに、契約してそのお金をもらうのは僕なんです。ここは経費が要るんですよ。そして、僕のところに来て、「労務費は何ぼ払った」「1万円払いました」、「設計は1万2,000円でやっちょっちゃけどな」「それは星原工務店に聞 いてくださいよ」と言って、そこに聞いて僕の を消せばいいですよ。経費を引いて僕のところ に来る。現場管理は要るし、いろんなことに責 任は伴うから、当然ですよとなりますよね。福 利厚生もする。1万円と入れられたら、先ほど 言われたように、現実は最低制限価格で、仕事 をもらおうと思ったらその数字でいくしかない んだという経済の現実があるわけです。昔と変 わってきているんです。そこのところで9掛け でとるしかない。1万2,000円を9掛けしたら幾 らになりますか。1万800円じゃないですか。そ れからまた何ぼか引かれて、次に僕が仕事をも らおうとしたら、また下がるじゃないですか。 絶対、予定価格に入れたものより何%かは引か れる、それでしか契約できないという現実があ るんです。1年に一遍調べていったら必ず下がっ ていくんです。だから、まず、調査は元請業者 に限りますよということですね。最低限、予定 価格に入れるのは元請業者の数字に限るという ことです。その原則を間違えているから、昔は、 ある程度指名競争だったから、最低制限価格を 探らなくても、自分のところで見積もりをして、 何ぼでやれば、年間何日間の受注はできるから、 それから見たときに、いろんな経費を見たって、 大体これでいけばうちの経営は成り立つという、 経営を前提とした見積もりで入札に参加してい たんです。今は、何ぼなら最低制限価格だろう か、これでしか仕事がとれないと。理想を言っ ていて、くわ一つ動かさなかったら会社は倒産 する。赤字ででも、手形を落とすために何とか 経営を持続していくためには、とにかく仕事を とることだ。そのためには最低制限価格だで、 これは実際の経済の体をなしていないんです。 最低制限価格推計能力によって受注につながる ということで、実際、経営を頭に入れちゃ仕事

はとれないという現実があるときに、なぜ、二次下請、三次下請ぐらいまでのものを予定価格に入れるのか。

だから、まず、ここが9掛けでとったと。そ のときは、ここに調査したときは、ここが言う 単価を0.9で割らなきゃだめです。予定価格に入 れるとき。またり掛けでとるわけですから。ま して、僕を調べるときは、0.9で割ったものに、 星原さんが幾らはねた、はねたというのは言い 方が悪いですけど、経費を必要としたのか。そ れからさらに、僕が0.95だったら、0.9で割って、 またその出た答えを0.95で割ったものを予定価 格に入れれば、来年度もまた同じ価格でやって いくんです。だけれども、やっとぎりぎりでこ こまで努力してきたとなっても、またもらえる 金は。だから、今言われるような現実が起こる。 今言われるように、こんなこと、経済対策でお おむね90%をずっと今後続けられるという保証 もないですよ、自治法に基づいたら。

だから、そこらを本当に真剣に考えて、公共事業のあり方が昔と変わったんだと。今のものは、見積もり入札じゃなくて、最低制限価格推計入札なんだということをまず頭に置いて、制度そのものを変えていかなきゃ。発注者側は、確かに品物を発注して構造物はできたと言うけど、建設業法が求める健全な建設産業の育成ということ、この責任を放棄することにつながると僕は思うんです。どう思われますか、管理課長。

江藤管理課長 建設業の果たす役割は、もちろん社会資本の整備という部分がありますが、一方で、もう一つは、地域の経済と雇用をそれぞれの地域で支えている大きな中心となっているところだと考えております。ですから、これまでも業界団体の方々とはいろんな意見交換を

させていただいておりまして、そういう中で、 特に、災害時の緊急対応といったことを考えま すと、それぞれの地域にある程度の業者さんが 存在するというようなところが必要なんだとい うことも含めまして、今年度の見直しにおきま しても、例えば、地域要件を、ある程度従来よ りも地域を狭めた形で、より地元の方が受注し やすい環境づくりというところにも取り組んで いるところであります。ただ、どうしても公共 事業量全体が以前と比べますとかなり落ちてき ておりますので、言えば限られたパイの中で、 どれだけそれぞれの地域の業者さんの経営がき ちんと成り立っていくようにするのかというの は、大きな課題だと考えておりますので、今後 とも、業界団体の方々との意見交換を重ねなが ら、対応してまいりたいというふうに考えてお ります。

坂口委員 業界との意見交換も非常に大切な ことだと思うんです。だけど、その前に、まず 我々の責任を果たすという前提があってのこと だと思うんです。今言われたように、総合評価 の中で地域性を入れていきますよ、勘案してい きますよ。一方では、重点的・集中的投資、緊 急性を重んじている。そんなことをやったら、 まずパイを満遍なく配った後でしか今の考えは 通用しないじゃないですか。自己矛盾じゃない ですか。だから、総合評価方式というのはいつ までも試行、試行、試行で答えはないですよ。 こんなやり方をしたらこちらが参った。それな らこっちに戻そうか、そんな無責任はだめです よ。だから、まず自分らが何に責任を持たなきゃ いけないのか、義務があるのか。立派な構造物 を、より安い価格、よりいいものを県民に提供 するということと同時に、県内の経済に資する ということ、それから、健全な建設産業の育成

をやるということ、優秀な業者を残すというこ と、伸ばすということ、そういうことが責任と してあるんです。でも、今言われた答えは自己 矛盾ですよ。地域性でと、地域に満遍なく業者 を残すんです。そのためにこんな手練手管をや るんです。予算は集中的、重点的にと言うけど、 どんなになるのか。ここに重点的に行ってしまっ たら、ここの業者は飯が食えないのかとなった ら、「いえ、そこにもパイを配るんです」と。そ れなら、集中的、重点的、優先順位、そんなも の無視じゃないかということで、だめですよ、 そんなことを繰り返していっていたら。だから、 もっと真剣に考えて、今言われたように、なぜ 最低制限価格を、上げられないものを上げてま でこうやって手練手管で守って、いつまで続く かわからないそんな物騒なことをやっているの と。またいつか、仮に、そんなものはだめだと 検査院なんかにやられて、「本当の自治法の精神 にのっとった最低制限価格をセットしろよ」な んて言われたとき、一遍にばっといってしまい ますよ。

だから、僕は、前に本会議でも言ったけど、今の指名競争入札の、一般競争の枠の中でなんていう余りにも県議会を軽視した、「もっと真剣に考えるよ、全体の枠で考える」と言うのに、「いえ、この枠の中でしか考えないんだ」と。それは自己防衛のための枠でしかないように僕らは受けとめていないんです。なぜ一般競争入札になったのか。官製談合があったからですよ。官製談合を防ぐために一般競争入札にしてしまった。過当競争で産業として成り立たなくなった。銀行に「金を貸せ」と僕が言ったって、「次に仕事はいつとれるんだ」と。「うちは予定価格の推計能力があったのがやめたから、とんと数字の推計ができんようになったですもんね。い

つとれるかわからんです」。「じゃ、返済はいつ やるの」「次とれたときです」、「じゃ、金は貸 せません」と、産業として成り立っていないと いう現実が出てきているということを置いて、 さっき言ったように、官製談合を排除するため に、指名に行ったら排除できないのかと。今言っ たように、パイが足りないから競争はやります よ。談合なんて成り立たないです。それでも成 り立つとなったら、それを排除する方法という のは知恵を出せば幾つかありますよ。ここじゃ 長くなるから言わないけど。そんなことを検討 した結果、やっぱり一般競争入札の総合評価だ となったならいいんですよ。矛盾している点を ああだこうだと。業者なんてたまったものじゃ ないです。これも返答は要らないけど、そこの ところをもうちょっと真剣に捉えて、全体の枠 の中でどちらがいいのかというのを判断してい く、個別がいいのかというのを判断していくと いうようなことも必要だと思うんです。これは 答えはいいです。ぜひ、今の実態をもうちょっ と真剣に受けとめて、公共事業というものに関 して我々が果たすべき役割は何なのかと。単な る、安くつくらせりゃいいとかそんなものだけ じゃないということ。税金はそんなに軽いもの じゃない、もっと重みがあるものだと。この金 を支出していくからには、あらゆることに責任 を持って、その目的を達成するためにしか歳出 できんということをもうちょっと自覚してほし いということを求めておきます。

そこで、引き続いていいですか。説明資料の 1ページの下のほうです。下請の活用状況のと ころの説明で、県外業者を選定した理由につい て、この理由は主にどんなものがあるんですか。

江藤管理課長 提出された理由書を見てみると、見積もり合わせの結果、県外業者を選定し

たという場合とか、これまでの相手との信頼関係、あと、技術面で県内に適当な業者がいないとか、主に金額面と技術面に関する理由が多いようであります。

坂口委員 下の2つというのは自分のところの方針とかそういうものがある。1番目の見積もり合わせの結果、これは、建設業法がとめている原価割れ契約ですよ。原価割れの契約をやってはならないというところとの照査はやられているんですか、見積もり合わせというのは。

江藤管理課長 これは、1,000万円以上の工事について受注者から報告をいただくような格好になっておりますけれども、見積もりの中身自体について、私どものほうでは調査しておりません。

坂口委員 原価割れ契約を認めてはならない という法律があるんですから、だから、見積も り合わせをしましたなんていうのは、まず、ど ういうことを原価割れというのか、原価割れ契 約とは一体何ぞやということ。それを排除して いく責任が発注者側にあるということで、こん な理由が上がってきていれば、管理課はそこを 把握しなきゃいけないと思うんです。

前田技術企画課長 今、管理課長が答えましたけれども、実際、理由書が上がってきて、価格面ということになりましたら、その内容をこちらの積算内容と照合しまして、一応チェックはしておるところでございます。

坂口委員 その結果、建設業法の第21条だったかな、何条だったかな、原価割れに該当するようなことというのはなかったんですか。

前田技術企画課長 ないということを確認し て認めているところでございます。

坂口委員 原価割れとは何なんですか。どこ で判断するんですか。 前田技術企画課長 実際、こちらのほうの積 算がありますので、それと照合しまして、あと、 必要な経費とか、いろんなものである程度縮減 ができるところを判断しまして、これならばで きると。もちろん、非常に低い場合にはヒアリ ングもしまして判断しているところです。

坂口委員 いろんなことがまた想定できて、 例えば、今、最低制限価格はこういう理由で設 定しているんだと言われましたね。原価割れが ないように自分らで積算していったと。県内業 者が出した下請の価格は高いから県外になって しまいましたということでの見積もり。原価割 れを判断する一番具体的な方法というのは相見 積もりなんです。「私はこれでやらせてくれ」「そ んなこと言ったって、県外はこんなので来てい るよ。それより安くならんか」、これは原価割れ なんですよ。本当にやられているんですか。で なきゃ、何で最低制限価格でとったものに、県 内業者が「これでやります」と言って、「まだ安 いのが県外にいるよ」という実態があるんです か。本当に責任を持って言えますか、原価割れ はなかったと今、答弁されたけど。

前田技術企画課長 100%というのは私も言い 過ぎだったかもしれませんけれども、一応、そ ういう確認はさせていただいて、不当な値では ないというふうな判断はしているところです。

坂口委員 限界はそこまでなんですよね。僕 もそんなことを言うけど、「じゃ、おまえ、わか るか」と、わからないんですよ。だけれども、 何らかそういういびつなところまで来ているん じゃないのか。それは、今のパイ不足、それか ら過当な競争、どうもここら辺に起因している んじゃないのかなと。元請さんもそれは大変で すよ。そこで何とか経費を出すためには、幾ら 県の指導があったって赤字覚悟で 県内に発 注できないという実態もあるかもわからん何ぼ怒られたって、私のところは会社を守りますよ、従業員を守るためには、ここに仕事をもらせてある程度の経費を出すしか、幾らさで、とか、て生きるための手段を優先すがあるということは僕も求めません。だったとがめるということは僕も求めません。だけれるんだというにとは置いて、これを真摯にしているんだというにというでっていくのから、にからないと、いうところはやらないと、いつも答弁が「一般競争人札の枠の中に置いてはいると思うんです。だから、これも要望にしておきます。

次、いいですか。 2 ページの一番上、これも 簡単でいいんですけど、県外からの建設資材の 購入というのは、理由はどんなのがあるんです か。理由はというか、これを見ると、理由を求 めていないようですが、通知だけでいいんです か。

江藤管理課長 県への通知を義務づけておりますが、資材を県外から購入した場合の理由までは現在求めておりません。

坂口委員 それは求める必要ないですか。こんなことで効力を持ちますか。地産地消への効果が出ますか。ただ、県外から買ったら通知してねということだけで、これで誘導できますか。

江藤管理課長 下請と資材の調達に関しましては、本県の場合、これまでも、県内調達といいますか、そういう部分の取り組みは、受注者あるいは建設業界等に対してお願いしてきているところですけれども、具体的に約款の中での規定としては、努力義務というような形の定め方になっておりますけれども、そういう形で具

体的に約款の中で定めてまいりましたのは平成20年からでございます。それ以前もそういう取り組みはしてまいりましたけれども、約款に取り込むことによって、努力義務規定ではあるけれども、きちんと約款の中で定めているという部分と、あと、県への通知といいますか、報告を義務づけていることによって、受注者に対して県内調達という部分の意識を持っていただけるものというふうに考えております。

坂口委員 その意識で契約率が上がることを 期待するしかないかな。横ばいですよね。

それから、3ページですけれども、主要資材 の製造における原材料の地産地消の取り組み。

江藤管理課長 申しわけありません。再度御 質問をお願いします。

坂口委員 3ページですね。3ページで、まず、(1)の原材料を調達していただくようにお願いしているということ、これは原材料調達ですね。(3)の県産木材の使用、これは特記仕様に明記しているという、この違いは何なんですか。

前田技術企画課長 (1)の原材料につきましては、ここに御説明をしていますように、これは砕石の例なんですけれども、実際に使われている団体、生コンクリート工業組合とかコンクリート製品協同組合、土木コンクリートブロック協会、アスファルト合材協会の団体に対して、文書でお願いしたという内容なんですけれども、これは、コンクリートをつくるときに、この団体の方が砕石等を購入されてということなものですから、そういう商取引の中に直接私たちが介入というのも難しいということで、団体に地産地消の観点からお願いしますというお願いをしております。

それから、一番下の木材につきましては、本

県の木材資源の有効活用ということは非常に大事だと思いますので、そういうことから、工事で木材を使う部分がありますので、それは、よそから持ってくるのではなく、県の材料を使うようにということで、これは請負業者さんにお願いするという内容になっております。

坂口委員 考え方の違いかなと思うんですけ ど、こういった骨材屋さん、あるいは生コン屋 さんとか材料屋さんあたりに、その原料をお願 いしますよねと。そこは販売の単価に購入価格 は反映できるんです。さっき言われたように、 骨材の単価なんていうのを設定するときは、エ リア価格ですから、そこが隣の県より高くなっ たからといって設計単価を下げられることはな いわけです。だから、原料はなるだけ県内のも のを使ってくださいねと団体にお願いするとい うのは、団体に経済的な負担は来ないんですよ。 販売価格はそこが決めるわけですから。受注さ れた業者さんに、県産材を使いなさいよ、県産 材しかだめですよと。そこには現場の経費へ影 響があるんです。だから、個人の企業だから仕 様書まで入れたんだという考え方、これは考え 方の相違で、間違いとは言いません。だけれど も、こちらは団体さんへのお願いだから、お願 いしますで終わっているんですよというような こと、ここのところはやっぱり知恵を出す必要 がある。あくまでも地産地消とか県内経済への 貢献という意味からの話をしているんです。公 共事業はこうあるべきだというんじゃないんで す。だけれども、今の固定観念は捨てて、2つ の論理があるということに柔軟性を持って対応 してもいいんじゃないかと。団体だからだめと いうのはちょっとおかしいんじゃないかという 気がします。説明があれば聞きますけど。僕が おかしいかな。

濱田県土整備部長 今、坂口委員が言われました、まず、砕石の問題につきましては、基本は民民というのがございますので、発注者という立場で何ができるのか、どこまでできるのかというところなんですけれども、基本的には地産地消と、なるだけ県内で生産される砕石等の骨材を使っていただくというのが県としての方針でございます。実態は、県外産のほうが安いとか、そういったことで使用されていますので、そこを義務づけというのはなかなか難しいとは思っております。そういった中で、こういった協力要請というような形でお願いをしております。

それから、県産木材の使用につきましては、 特記仕様書でうたってはおるんですけれども、 これも義務づけということではなくて、あくま でも努力義務と申しましょうか、できるだけそ ういった形で努力をしていただきたい。と申しますのは、義務づけとなりますと、2ページの 下のほうに公正取引委員会の見解というのも書 いておりますけれども、一般的な要請の範囲を 超えて義務づけをするようなことになると、日 超えて義務づけをするようなことになると、 超えて義務づけをするようなことになると、 はなかなけをするおそれがあって好まし くないという見解も出されておりまして、 の線引きはなかなか難しいのかなという気はなかなか難しいのかなという気はなかなかなとしては、 発注者という ことで御理解をいただければと思っております。

坂口委員 そのとおりなんですよ。そのとおりだから、義務づけ、あるいは、設計の中での指定をやらなければいいだけのことで、そこに選択の道が開かれれば。ただ、県政の重点施策への協力を評価するという方法はあるじゃないですか。総合評価の中で、県が取り組んでいる地産地消の推進、これは重点施策ですよ。そこ

に貢献していますよと。障がい者雇用、県の重 点施策です。だから点数をあげますよと、これ は何も公取委に触れないです。だから知恵を出 さなきゃ。やりたくなくて断っているのか、知 恵を出さずに導入していないのかわからないけ れど、ゼロか100かじゃなくて、何とかその間の ゾーンを模索できないか、知恵を出そう、そこ のところが僕は大切だと思うんです。せっかく 総合評価という方法をとっているんですから、 県政の重点施策、この推進に大いに貢献しまし たと。公調達においては、そういった県政の重 点施策に協力してくれる方々、そこに限定して 契約するんじゃなくて、そこに加点してあげま しょう。ただ、自分のところの企業の経営方針 上、そんなものを優先しなくてももっと優先す べきものがあって、僕はこうなんだというとこ ろは、経営上、その道を選択してください。経 営は妨げません。それは公正取引の精神に違反 しますからという、そういう方法はあるじゃな いですか。僕らは今それを模索しているんです よ。きょうは、総合政策部か総務部か、そこら をコメントできる人はいないんですか。

金子総合政策課長 御指摘の点、おっしゃいましたように、県の今年度からの取り組みということで地産地消ということを大きく掲げておりまして、広く民間へも呼びかけておりますけれども、まずは自助努力というんでしょうか、公共調達の分野におきましても、できる限りの努力はしていくべきだろうというふうな思いは持っているところでございます。これも庁議等で庁内の方針は決定しておりますので、そういった中で、現行の制度の中でできることがあるのかないのか、そこらは十分に庁内連携して検討していく必要があるものと思っております。

坂口委員 ぜひお願いします。例えば太陽光

パネルなんていうのは、県内企業に補助金まで 出して、そこを優先して地産地消をやっている んです。だから、できなくはないんです。やる かやらないか、その気があるかないかです。金 まで出せとは言わないんですから。太陽光パネ ルは、2万、4万という金を出しているんです よ。そして、県内業者だと、県内で製造されて いるということで優先している。それは地域経 済とか地域雇用に貢献という大義があるからで す。県政の大きな推進方策に協力している企業 だから、そこを優先して伸ばそうというか、補 助金を出してまで育成していこうということが できるわけであって、事例はあるんですよ。今 さら検討しなくても、やるかやらないかだと思 うんです。だから、公調達なんていう貴重な税 金を投入しているわけでしょう。県政に一生懸 命協力してくれる人とそうでない我が社だけの ことの人というのは、差別はつけなくてもいい ですよ。だけれども、ある程度のそこへの誘導 策というものは僕は絶対に必要だと思います。 だから、余りのんきな時間がかかるようなこと は言わずに、そこところは思い切って取り組む ということを明言してほしいです。取り組めな いですか、そういう方法は。

金子総合政策課長 私どもは旗振り役をやっておりますので、御指摘の点を十分踏まえながら、関係部と協議してまいりたいと思います。

内村委員長 ほかにありませんか。

髙橋委員 今、建設業関係のいろいろ議論を聞きながら、地産地消は難しいなと思いました。今、最後に出ましたように、何かインセンティブを与えない限り、お願いベースの今の段階では、なかなか前進しないのかなという思いがしましたので、ぜひ、県の施策でありますから、検討していただきたい。

私、別な面での質疑をします。総務部の関係で、県内業者への発注にかなり努力いただいているということで、ありがたいことですが、一時期、不適正な処理の関係もあった。そして、とにかくコストを下げようという行財政改革の中で、一括発注一括購入という手法がすごく進められてきましたよね。その関係で、今、出先が発注している物品がどれだけ残されているのか、その辺も一つ大事なところなので。私みたいな県南とかに住んでいる人間からすると、従来は、印刷物にしても物品にしてもかなり来たものが、ほとんど来なくなったということもあっているような気もするものですから、その辺の状況をお願いします。

花坂総務事務センター課長 物品の発注でございますけれども、物品につきましては、出先機関につきましては各地区センターがござれます。先ほども表で御説明申し上げましたけれども、基本的には、本庁を除いて、出先機関にするといるようにというます。私どもも、各所属が存在するにというにというに、事務指導としております。私どももしてでございます。そういった中で、特につきましては、業者が偏らないように、それから、各地域にございますでないように、それからにところを使って発注するいます。

きょうの資料で出しておりますけれども、本 庁で調達する額と出先機関を合計した額が大体 同じぐらいの額でございます。県全体でござい ますと、物品と印刷物を合わせまして、平成23 年度で24億5,000万程度の物品を調達いたしてお ります。これにつきましては、先ほど申し上げ ましたように、各地域、それぞれの所属の存在 する地域等を優先的に発注するようにお願いを しているところでございます。

髙橋委員 今の説明を聞くと、それぞれ総務 事務センターがありますよね、そこで調達でき るものはやっているということでよろしいんで すね。

花坂総務事務センター課長 消耗品等につきましては発注をいたしておりますが、 200万円を超える備品につきましては、本庁のほうできましております。これにつきましても、いろな研究機関、 高額なものにはりますと試験研究機関等で使ったものがほとんどなんですが、 そういったものになっているとででは、 特別の少額なものまして、 一般競争入札を実施しておるというきましては、 各地区センターあるいはというきましては、 各地区センターあるいは、 ところで発注を行ってが況でございます。

中野委員 活性化ですから、さっきの土木関係について質問します。私、今感じることは、皆さんの答弁なり考え方と現実が乖離しておるんじゃないか、そんな気がしてならんのです。今、土木は、発注するだけじゃなくて、地域の雇用、地域の発展とか、台風どきのどうのこうのと言うけど、雇用問題、この雇用については今どういう状況だと認識していますか。宮崎県の雇用状況。

江藤管理課長 全体で見ますと、非常に厳しい状況が続いているというふうに考えております。特に、県内の企業の倒産状況とかそういう

ものを見てみますと、ひところに比べると件数 的には落ちついているような兆しもございます けれども、依然として、建設業はもちろんです けれども、経営環境を取り巻く状況というのは 非常に厳しいというふうに認識しております。

中野委員 今の雇用についても、求人倍率なんていうのは、緊急雇用対策で何千人という、ただ金をやって使っている。それでかなりカバーしています。納得いかないのは、今の一般競争入札、試行というのは、いつまで試行するわけですか。

江藤管理課長 一般競争入札につきましては、 平成19年度の改革のスタートから段階的に対象 金額を引き下げて、現在は、250万円以上のもの ついては、基本的に建設工事については一般競 争入札で実施をしているということであります ので、試行という形ではございません。

中野委員 業者の人から陳情があればまた改善していきますということは、どうなの。ここで確立したという部分はないわけでしょう。

江藤管理課長 一般競争入札の枠組みの中でという言い方を申し上げてまいりましたけれども、その中で、やり方として、価格のみの競争とか、あるいは総合評価についても、地元の建設業者さんが受注しやすいという意味で、地域企業育成型という総合評価方式を活用したりしております。ですから、全てを価格のみの競争とか総合評価でということではなくて、いろんな入札方式を組み合わせながら実施しているということであります。

中野委員 昔のことを言ってもしようがないけど、一般競争入札を始めた。そこからいろいる地域育成型とかしてきた。そういう段階の中で、今、東諸だって建設業関係の従業員が1,500人とか言われている。今、各県内、一般競争入

札をして1年の間にばたばた潰れて、雇用もかなり減っている。その数字、どれぐらい減ったかわかりますか。

江藤管理課長 従業者数については、今、手元にございませんが、建設業者の許可業者で申し上げますと、宮崎県の場合ですと5,000を超える業者が存在しておりました。毎年若干業者数は減少する傾向にありまして、24年度の段階では約4,800業者というふうに減少してきております。

中野委員 今のあなたの答弁は、宮崎県の建 設業全体でとっているわけ。その中で公共事業 でやっている業者は何人おるかということ。私 が言っているのは、指名競争入札で今まで出し ておった中で、一般競争入札に変わって雇用も 減った、建設業も倒産した。何とか地域を守ら にゃいかんというけど、トータルで考えたら、 県の恩恵にあずかっておらん業者だって幾らで もおるわけだ、あなたが言った数字の中に。私 が言っているのは、県が入札制度を変えたこと によってどれだけのプラス・マイナスがあった かというのを言っているわけで、本当に雇用を 守るとかいろいろ言うんだったら、入札制度改 革によってどうなったかというのをしっかり押 さえないと、ただ言葉だけで雇用、雇用と言っ たってわからんじゃない。現実性がないんじゃ ないか。

それと、建設業者だって、倒産したところの 従業員はスコップ1本で建設業を始められない。 全体の建設業数なんて、数は出るけど、2人規 模の業者だっておるし、要は、今議論している のは、公共工事発注に基づく全体。建築なんて 公共工事で食っている人は微々たるものよ。大 手ぐらい。だから、こんなのをカウントしたっ てしようがない。県は、建築は凍結というよう なことでほとんどない。あとは土木でどれだけ、 ここで2~3%の差で。とにかく、入札制度が 変わって、みんなそれで苦労して倒産している。 いつまでに改善するかということよ。

江藤管理課長 入札制度のあり方といいますか、制度そのものについて、これまで、19年度に、建設工事の場合ですと指名競争入札から一般競争入札になったということで、その改革の中で制度の検証と見直しを繰り返し行ってきている結果が今の状態になっていると思います。これは、言えば、ここで終わりということにはならないと思っています。それは、やはり、はがの状況と今とでは全体の建設投資の額も違ってきておりますし、そのときそのときの実情をうまくきちんとつかみながら、制度のあり方といいますか、見直しを進めていかなければならないと思っています。

中野委員 県は、そういう制度を変えるとき に、もうちょっと突っ込んだ検討をして、業者 の意見を聞きながら、変えていく間に業者は潰 れて家族も逃げたりしておるわけよ。だから、 もうちょっと確立した段階で。いきなりぼんと いったからね。またそれをやるというと、業者 なんて大変よ。東諸なんか、県の工事なんかで 飯を食っているところはない。みんな市町村だ けで、当てにしとらんわ。だから、災害があっ たときに、県がと言ったってどれだけ集まって くるか。町長が声かけたほうがよっぽど集まっ てくる。あなたたちは次々かわって給料もらっ ているからいいけど、入札制度が変わって、業 者は次々潰れていっとる。どこかでもうちょっ と確立したやり方をやっていかないと、業者は たまったものじゃない。議論しながらやってい きますという間に、みんな四苦八苦して。

それともう一つだけ。私、不思議でたまらな

いのは、5ページに、入札公告・指名通知から 開札までの期間が出ていますね。これはこれで いい。そして、予定価格の公表時期、全て事後 公表。何でこれは事後公表になるわけですか。 例えば、開札のときには、みんな入札に参加し ておるわけだから、極端な言い方をすると、開 札のときにぼんと予定価格を出したら何でおか しいのかな。

江藤管理課長 予定価格については事後公表ということで、事後公表のタイミングだと思いますが、入札して、落札候補者が決まるわけですけれども、その人との契約までの間で、例えば……。

中野委員 入札した人は自分の札を入れただけで、中身は所長もまだ見ていないかもわからないよね。私が聞いているのは、入札期限が切れたときに何で同時に予定価格を出さないのかと聞いているんです。そんな理屈は要らないから、簡単に。開札と同時に。これはおかしいよ。私だったら調整ができる。

内村委員長 どなたが答えてくださいますか。 濱田県土整備部長 私も開札に立ち会ったことがございますけれども、今は電算システムで やるわけですけれども、予定価格と、開札時刻 になったときに。

中野委員 そういうことを言っているのではなくて。

前田技術企画課長 実際には、開札をしまして、そして、中身が適正かどうかの審査をいたします。その審査が終わった段階で、予定価格も一緒に公表という形になっております。

中野委員 だから、当然、入札した人は審査 をするわね。だけど、それをする前に予定価格 を出したら何でいかんのかというのよ。同時に。

前田技術企画課長 その前にありますと、例

えば、札入れが終わっても該当者がいないとかいるんな。

中野委員 それはおかしい。

前田技術企画課長 不落になるとか不調とか そういう場合もありますし、審査の結果、適当 でないということもあったりするものですから、 そういう審査が一応全部終わってから、 OKに なってから公表するということにしております。

中野委員 だけど、入札が終わった段階で、 不落になろうが何だろうが、予定価格はこれで したよというのを出して、それから審査したっ て、不落になった人はみんななるし、不落になっ たからまたやり直しとか、そんな話じゃないだ ろう。

前田技術企画課長 一応、再入札の可能性があるものですから、それがないということを確認して公表ということにしております。

中野委員 不落だけ見るんだったら、とりあえず、札を入れた人の金額、これを見るぐらいだったらさっと出せる。せめて1日とか2日の間で。

前田技術企画課長 時間的にはそんなに長くかかっているということではないんですけれども、総合評価等を行いますと、審査が、価格だけではなくていろんな持ち点の関係もございまして、その辺全部をチェックしてからということになるものですから、直後にということではないということになっております。

中野委員 不落とかそういう話の問題。一方で考えれば、総合評価までして札をあけても、不落になっている部分があるかもわからんでしょう。結局は、総合評価する前に、所長1人しか予定価格は知らないということだけど、予定価格との差に5%の間があれば、後からどこかに持っていけるよね。

濱田県土整備部長 予定価格を事後公表にしておりますのは、一つは、今、最低制限価格を予定価格のおおむね90%程度としておりますので、事前に予定価格を公表しますと、いわゆる応札者は、積算もせずに予定価格のおおむね90%を.....。

中野委員 ちょっと済みません。私はそういうことは言っていない。入札が終わった後に何ですぐ予定価格を出さんかと。事前公表しなさいという意味じゃないんですよ。

濱田県土整備部長 それは、先ほども申しましたとおり、入札した結果、落札が決定すればよろしいんですが、そうならない場合もある。再度その設計書を使って再入札する場合がございます。そうなりますと、その時点で公表すると既に事前公表という形になりますので、あくまでも事後公表ということにしているということでございます。

中野委員 事後公表はいいけど、その予定価格がどうなったかというのは、総合評価までしてせんといかんかということ。札入れの価格、入れた価格で大体見当できる。今、予定価格の公表というのは、札を締め切った後、何日ぐらいかかっているんですか。

前田技術企画課長 総合評価をしまして、価格では、例えば、予定価格に一番近い、落札価格に近いという方であっても、総合評価をすると逆転する場合がございます。ですから、その辺まで一連の作業といいますかチェックをしないと、落札予定価格は決まらないということではおります。ですから、それが決まった後に予定価格も含めて公表するということにしております。ですから、そんなに何日もかかるということではないんですけれども、若干、開札と一緒にということでばいます。

中野委員 私が思うには、入札した人の総合評価までして、その後に予定価格をぼんと入れるというのは、いろいろ話を聞くと、土木事務所長が一人で、予定価格、数字を持っておって、それを出すという話を聞いている。

濱田県土整備部長 今の委員の御発言は、誤解があるんじゃないかと思うんですが、開札するときは、開札時間が参りますと、事前に所属長が予定価格と最低制限価格を書いて封筒に入れて封をしたものを、そこで初めてあけます。その数字を入力しまして、そこで初めて落札候補予定者が決まるというふうになっておりますので、開札した後に業者さんの札を見て予定価格とか最低制限価格を入れるというわけではございません。

坂口委員 事前と事後の違いですよ。「事」と いうのはどこを意味するのか。落札者が決まっ たのが「事」ですよ。それより前に公表するの が事前。だから、事後にやっているのを事前に 変えるという意味なのかどうなのかというのを 整理しないと、こんがらがってしまう。事前と いうのはどの時点を境に言うのか。事後という のはどの時点を境に言うのか。入札が終わった 時点を言うわけですから、入札が終わるという のは契約の相手方が決まるということ。小さい ことはいいんですよ。今、事後方式をとってい るという説明をすれば。以前は事前だったけど、 それはまずいということで事後に切りかえた。 「事」というものの前後を決めるのは、契約の 相手方が決定した時点を言うんだと。ややこし い説明をするから、わからんのですよ。

中野委員 事前から事後になったのは私も 知っている。事後になったけれども、今の一般 評価方式になって、ランダムを掛けた数字を出 すとか言っているけど、それは本当に間違いな く 落札した業者を見ていると、うまくいっているよなという感じがせん場合もない。だから、私は、その数字というのはなるだけ早く出したほうがいいと。不落した業者がそんなにおるような話かなと私は思うんだけど。前は1円一緒とかいろいろあったようだけれど、私は、やろうと思えば、今の入札方式では官製談合ができると思っている。やろうと思えばですよ。

濱田県土整備部長 今のシステム上は、あく までも、さっき申しましたように、開札時点に 予定価格調書を開封しまして予定価格と最低制 限価格を入力する。それに基づいて、応札者の 入札価格と比較して落札候補予定者がその時点 で決定するということになっておりますので、 これは操作しようがございません、実際、入札 段階では。ただ、まことに申しわけないことで すけれども、予定価格の算出とか最低制限価格 の算出に誤りがあって、実際、入札結果を見る と、例えば、皆さんの札が予定価格よりはるか に大きかったり、最低制限価格より下回ってい るということになりますと、これは予定価格な り最低制限価格の算出方法が間違っているん じゃないかということで、設計書をチェックし ますと、誤りが見つかって、その時点で入札を 中止させていただくというような事例は、残念 ながら起きておりますけれども、今、委員がおっ しゃいましたような、談合で落札者を操作する ようなことはあり得ません。できないシステム になっております。

坂口委員 その時点は公表じゃないのよ。照 合は内部処理よ。だから、公表を事前にやるの か事後にやるのかということを言っておられる わけ。だから、どの時点から後先で事前・事後 だと言うというのと、事前を事後に見直したの は、そういうことがあって総合的に判断してよ くないから事後にしましたということで、その 説明をせんと、今の部長のは、精査していない こともあるからと。これはまだ公表じゃないん ですよ。確認ですよ。公表のことを尋ねている んですよ。こんがらがってしまう。

前田技術企画課長 事前公表は、入札の公告をしたときに既に予定価格ということで公表しておりました。事後公表は、落札予定者が決定した段階で公表すると。

西村委員 今、部長が、設計ミスによる再入 札のおそれがあると。それは昨年は何件ぐらい あったんですか。さっきの中野委員の説明も、 結局、そういうのがちょろちょろあるから、疑 義を唱えている企業が多いということの裏づけ だと思います。

江藤管理課長 県土整備部のデータで申し上 げますと、昨年度、平成23年度、建設工事にお いて開札後に入札を中止したといったものが13 件ございます。その理由については、ほとんど が積算基準とか単価の適用誤りといったものに よるものであります。

西村委員 それは総合評価ですか。全部ひっくるめて13件ですか。

江藤管理課長 全ての建設工事についてということであります。

内村委員長 時間も押してきましたけれども、 ほかにいかがでしょうか。

坂口委員 またさっきに戻るけど、まず、総合評価、総合評価と言われて、価格のみの競争ではなくていろんなことを試行しながらということを答弁されたですね。でも、総合評価をやっても最低制限価格は張りつきですよ。総合評価というのは、業者さんは経費がかかるということを考えておかないと。配置予定技術者の点数の高いのを持っていても、常勤で雇っていれば、

仕事はなくても給料は出ていっているとか、重機だって持っていればとか、そんなことに経費がかかっているんだということ。そして、受注できるのは一般競争入札と同じ最低制限価格だということで、それは、少しでも経営力とかそういうものに資するような価格で受注できるように工夫をしていると言うけど、現実を見なきゃ、理論じゃだめですよ。現実は、そういうものを設定すればするほど経費がかかっていって、業者は負担が大きくなって赤字につながっていっているんだという現実を見てほしいというのが一つ、これは要望です。

それから、総合評価でいるいる工夫をやって いると言うけれども、例えば緊急施工というの がありますね。8点、4点、ゼロ点、地域性に。 緊急施工なんて年間何ぼ出ますか。そして、そ の発注状況はどうですか。随契とかでしょう。 これは、公平性を物すごく欠いて、8点ものハ ンデをほかにつけてしまうという、こういう工 夫まで入れざるを得なくなったというところで、 僕は、今の一般競争入札というのは、総合評価 という工夫を出したと言うけど、もう限界に来 ていると思う。だから、そこを真摯に受けとめ なきゃ、先ほどからかたくなにこうでしょう。 我々が間違ったことを指摘しているのかなと迷 うぐらいかたくな過ぎるから、ぜひ、これは柔 軟性を求めて、さっきの繰り返しになってしまっ たけど、お願いしておきたいと思います。

それから、先ほど、倒産の話が出た。失業の話が出た。これなんかももうちょっと頭をクールにしないと、年間、県が発注してつくるものの量は一緒なんですよ。一緒というか、予算で限られているんです。どの企業が潰れてどの企業が伸びようと、そこにかかる労務費、人間というのは同じなんです。だから、雇用はパイの

問題で、いかに公共事業費をふやすかで雇用が 変わる。どんな入札制度をつくっていくかで雇 用が減ったりふえたりということはないという ことを、もうちょっと冷静に分析して答えてい かないと、パイをふやせということを言ってお られるわけで、入札制度を工夫したって雇用は 変わらないですし、失業は変わらない。

ただ、企業の倒産というのは、総合評価に当 たる、当たらないがあるかもしれないけど、と にかく産業として守っていくためには、今のよ うな何らか整理できないものがあって問題点が 多過ぎる中で、経営ですから、さっきも言った ように、まず、金融の信用というものが要ると いうことです。取引先の信用というものが要る ということ。信用というのは、自分のところの 経営計画、それから実績、両方照らし合わせて 判断していくということで、経営計画が全く立 たない。1円差で勝敗が分かれてしまうという ことです。何年もやってきて、そこのところの 大きな問題を改善できてないという現実を、県 土整備部なり総合政策部は受けとめなきゃいけ ないと思うんです。ここのところをしっかり受 けとめて、責任を果たしているかどうかをじっ くり自己検証をやっていかなきゃいかん。責任 が果たせていないと思うんですね、税金を投入 して産業を育成していくんだということに。

それから、総合評価で一番いい人に高くても 逆転で契約しました。その目的はこうなんです と言う。ところが、完成した品物が、それに期 待して安かった人よりも逆転契約しただけの責 任を発注者は果たせているのかということ。そ このところですよ。だから、例えば、いろんな 大型構造物をやってきたにせよ、そのとき、一 番高い完成検査の点数をやった。入札の時点で 点数が一番高くて逆転して契約をさせた。入り 口はよかった。ところが、何年かして行ったらその構造物には亀裂が出ていたとか。検査の点数が万全じゃないんだ、出した資料の企業の評価が万全じゃないんだということ。本当に自分たちは納税者のための発注ができているかどうか、契約ができているかどうかというのも真摯に検証しなきゃだめだと思うんです。そこのところは責任があると思うんです。そこらをどう考えられるかということ。ここらについてもうちょっと柔軟に対応するということはできないですか。

その工夫を長年、江戸時代から積み上げてき たものの行き着いた先が、指名競争入札だった わけです。明治時代から、会計法の中では、一 般競争入札をやっていって、そして、一番ベス トな方法を選びなさいといって長年の時間をか けて行き着いたところが、指名競争入札だった んです。それは総合評価の精神を全て織り込ん でいるんです。しかも、経営というものも織り 込んでいるんです。だから、ここのところは業 態に合わないだけの食い過ぎだよなとか、ここ のところは、これじゃどうしようもないよなと いうもの。そして、人手も余っている、機械も 余っている、時間も余っているところにやれば、 実際、いいものがつくれると。そんなものを総 合的に判断していって行き着いた先が指名競争 入札で、これは英知の結集ですよ。そこで、予 期せぬこと、起っちゃいかんことが起こっただ けの話。

今、その方法に戻っていったときに、それは 排除できないかといったら、宿命的にパイが足 りないということで、「おまえのところは5年待 て。5年後にやるから」なんていう談合は成り 立たないということです。それから、談合する ためには誰々が仲間だということがわからな

きゃだめだけど、これを防ぐ方法だって公表し ない。さっきの事前事後公表と同じですよ。何 社というのも固定しない。そういう知恵を出そ うと思ったら簡単に知恵は出ます。だから、指 名がいかに公平に客観的な視点からやられてい るかという、その指名選択のあり方を工夫すれ ば、そこに恣意が入らないようになれば、僕は、 一般競争入札の総合評価方式よりも、恣意とい うグレー的なものが入り込みやすい状況とか、 相手方あるいは県民から見えにくいというもの が見えるということでは、むしろ、今の状況の 中では、知恵を出せば、指名競争入札のほうが すぐれている制度じゃないかと思うんです。だ から、ここはぜひ検討していただきたい。指名 をやれと言うんじゃないんです。検討の中にも う一歩、大所高所から検討する必要がある。限 界が来ているんじゃないですかということ、そ れから、責任が果たせていないんじゃないです かということ、矛盾点はいっぱい内部で感じて おられるんじゃないですか、そこを真摯に一回 胸襟を開いて検討してほしいということです。 どんなですか、県土整備部長、そこらは。

濱田県土整備部長 きょういろいろ御意見をいただきまして、最低制限価格の話とか、これは確かに、一般競争にしようが、指名競争にしようが、最低制限を狙っての入札というものは恐らく変わらないだろうと思っています。一つには、先ほど管理課長が説明しましたように、公共事業予算がこれだけピーク時の半分以下に落ちてきて、なかなか下げどまらないという状況を踏まえますと、そういった中で、受注者というのは営利企業ですから、利益といいますか、企業として存続していくための経費は、工事を受注することによって得なきゃいけないというのは当然のことでありまして、そのための経費

等も全て含んだものを予定価格として我々選定していますので、当然、100%で落札してもおかしくないんですけれども、現実は最低制限価格でないととれない。それを何とか総合評価でとは思っているんですけれども、これも、委員がおっしゃるとおり、逆転はしますけれども、ほんの微々たるもので、本来の技術力を評価しているものかどうかというのは、確かに我々も。

ただ、公共事業の場合は、事前にどういう評価項目で技術力を評価するのかというのは非常に難しい課題だと思っています。実際物ができてからでないとわからないわけですから、それを事前に評価するというのは非常に難しいんですが、そこをどう評価できるのかということで、我々、ここ数年、業界団体とも意見交換をいるいるしながら、内部でも議論をしながら、ここまで積み上げてきたという自負はございます。ですから、基本的には、ここまで積み上げてきたものが100%では 100%の入札制度というのは永遠の課題だろうと思いますけれども、少しでもいい制度にしていきたいとで御理解をいただければと思っております。

坂口委員 だから、ぜひ、決めた枠の中でというのではなくて、指名競争時代に比べて何でこんなに批判が起こるのか、不満が起こるのかと。それは、パイが減ったということで、なか仕事にありつけないという大きい条件はあるけど、本当にそれだけなのか、総合的に一句見直してみる必要があるんじゃないかということで、一回枠を取っ払って全体を見て、その結果、一般競争入札あるいは総合評価がよかったというんだったら、それでいいんです。だけど、一方のほうは片目をつぶっていて、この中で見直していくんだという、その理由が、どうも自

分たちのために、自分らを守るためにそうやっ ているんだという理由しか見当たらないんです。 でなけりゃ、堂々と、全体の中から見直してい きます、結果としてこうなりましたというのを 避ける必要はないと思うんです。業界だって、 今のままがいい、指名競争入札じゃないほうが いいと言う人もいるんだから。だけど、指名競 争入札のほうがやっぱりよかったと言う人もい るし。現に、我々が見たって、こんなものへ理 屈であって、税金を投入するに値しない方法だ といった矛盾点も感じるし、ベストじゃないと いうのを。ですから、なぜ、そこに耳が傾けら れないかなというのが不思議でならないけど、 これは幾ら言っても一緒だから、そこをお願い しておいて、ぜひ、自分らは公務員として税を 投入していくんだ。投入するからには、これだ けの責任が負わされているんだということにも う一回戻ってほしい。何も絶対そこで不正が起 こらぬようにだけが自分らに求められている義 務じゃないんだということを、税金というのは もっと大切なものなんだということを念頭に置 いて検討し直すべきだということを求めておき ます。

それからもう1点だけ。3ページです。(2)の、設計段階における「地産地消」の取り組み、これは具体的にどういうぐあいにして進めていこうとされているのか。

前田技術企画課長 設計段階の取り組みにつきましては、まず、昨年度末にこういう方針を立てまして、実際、現場の発注機関、それから本庁の事業課等にもそういう方針を徹底いたしまして、まず、職員の意識を高めないといけないと。今まで、公共事業につきましては、品質とか施工性とか金額とか、そういうものを重視して設計を進めてきたんですけれども、それプ

ラス、地元の地域活性化に資する地産地消、そういう観点から、そういう工法とか資材が使えないかということでもう一度見直す。そういうのをまず第一段階でやっています。それに加えまして、これは設計ですけれども、みのおけですけれども、その協会にもあわせて、こういうことでやりたいといいるとで取り組んでおります。そして、今年度になりましてそういう委託の業務を発注していますので、今、実際に設計が行われております。この設計の事例を今後集めまして事例集をつくり、それをフィードバックしてどんどん進めていくというような体制で、今、取り組みを進めているところであります。

坂口委員 取り組まれたのは一歩前進ですよ ね。でも、今までいろんなことに取り組んでこ られたし、僕は何年も前から、例えば、設計変 更に係ることなんかの県の担当の人たちとの認 識の違いですね、工法とかそういったものは設 計変更対象にならないんですよとか、関与でき ないんですよとか、いろんなことを言ってきた けど、いまだに担当がそれを理解していないと いうところで、事務的に文書でおろしたりそう いった説明をおろしても、まず行き届かないと 思うんです。今言われた中で、実際、設計をコ ンサルに委託していて、地産地消の視点からの 設計がやられるというのは、一つ大きな効果が 期待できるかなと思うんですけど、それ以前に 条件を整理すべきとして、いかに地産地消とい えども、機能とか価格とか守らなきゃいけない ものがあるじゃないですか。そこのところでお のずと、同じ機能を期待しようとか、同じ価格 あるいはそれ以上の競争力を期待しようとした ときに、例えば、資材・骨材には地産地消につ ながるものはどういうものがあるのか、工法と

してはどういうものがあるのか。極端には、きょ うは農政は来ていないんですかね、土木でもあ りますけど、例えば消波ブロックなんかでも、 そこで仮に型式が決まってしまったら、その型 枠なんていうのはパテントを持っていて個数制 限までやられる。下手すると価格だって逆ざや になってしまう。受注金額より高く払わにゃい かん。使わせてくれる期間だってなかなかで工 期短縮も難しい。一方では、工期短縮とかワン デーレスポンスとかをやっているけど、メーカー さんに合わせざるを得ないとか、そういったも のを今のコンサルさんが、宮崎県発注の設計書 の中でどこまで地産地消をうたい込めるのか、 何が使えるのか、どういった工法なら最終的に 地産地消につながっていく工法なのか、NET ISなり、推進機構の新工法なりに、この工法 だったら同じ機能が確保できるけれども、最終 的にこれは県外に出ていく金が大きいとか、こ んな設計をやっていたら、全て県外のパテント なりを使わなきゃやれないじゃないかとか、そ ういったところをまずは県が整理しなければ難 しいと思うんです。言葉で言われるのは簡単だ けど。

だから、例えばなんですけれども、かなり大がかりな構造物とか難易度の高いような構造物、こういったものに対して、何だかんだ言ってもそれに一番詳しいのは、僕は推進機構だと思うんです。だから、推進機構あたりにモデル設計というものを一回委託して、そこで、推進機構が、地産地消の精神に沿った設計書をつくるためには、こんな課題が出てきたということもいっぱい出てくると思うんです。今度はそれをやって、そういった課題を解決した上でコンサルタントを 問題は、県の担当よりも、コンサルタントがまずそれを認識すること、コンサルタ

ントが説明したことを担当が理解できること。これのどれが欠けても進まないと思うし、特に、担当あたりがそういったものの認識がなかったり知識がなくて、コンサルがいろんな提案を持ってきても、何だこの設計はということで一蹴してしまう。そんなあほなことにかかわり合えるか、一日でも早く成果品を納めて金にしなきゃということで、コンサルもそこで前に進まなくなるので、地産地消は簡単にいかないと思うんです。

だから、これは、まず予算を確保して、地産 地消のための設計とはどういうものぞというモ デルを幾つかつくること。それから、そのため にこれだけの課題が出てきたぞと。地産地消の 目的は、県内の経済を活性化する、雇用を高め るということだから、かわりにそこで一たん県 外に出ていっても、それの大もとをたどってい くと宮崎につながった資材を使うことになると 言えば、そういったものを地産として認めるの か認めないのか。目的に沿えば地産の精神に合 致するよねと。でも、県内の商社が売っている からこれは地産だととっても、つくるのは全部 県外で、県外に持っていってしまう。これも地 産として評価するのかと、いっぱい課題はあり ますよ、地産地消の目的からしたら。だから、 単に担当を呼んで、こういう精神でやっている からと。そして、コンサルタントに、こんな図 面を描けと言っても、それは一歩前進で評価は しますけど、本物にはなかなかつながりにくい と思うんです。ここらは、管理課長の範囲にな るかな。技術企画課長になるかな。どっちか。

前田技術企画課長 今おっしゃられた取り組みを目指して、内容的にちょっと御説明いたしますと、まず、先ほど言った地産地消の考え方自体をちゃんと踏まえるということで、実際、

どうしても現場条件等で県外の工法等しかでき ないような場合がございます。そういうものは どうしてもだめなんですけれども、今までです と、そういうもので標準断面ができますと、そ れを全区間やるという形が多かったんですけれ ども、その中で、例えば、高さの低い部分は在 来の県産材を使った工法が使えるんじゃないか とか、取りつけ部とか、そういうものも含めて 細かい設計をしましょうというようなことを今、 指導しております。あわせて、先ほど言いまし た事例集、そういうものをつくるということで、 その中には、特に、地産地消に取り組むに当たっ て課題となったことも全部挙げてもらうという ことにしております。また、県土整備部に技術 委員会がありますので、その辺でもんで、広め ていくような取り組みをしたいというふうに 思っております。

内村委員長 ちょっと皆さんにお諮りをします。時間が12時を過ぎたんですが、いかがいたしましょうか。このまま続けますか。それとも一たん休憩をしますか。

坂口委員 まだ発言する人はいっぱいおるはずですよ。

内村委員長 どうしましょう。このまま続けるか、ここで休憩をとるか。質問はどんなでしょうか。質問はまだありますね。

それでは、一たんここで休憩して、午後にまたいたします。午後は1時からでよろしいですか。1時に再開しますので、よろしくお願いします。

午後0時7分休憩

午後1時1分再開

内村委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

質疑がある方はどうぞ。

坂口委員 推進機構の考え方がまだ中途半端 だったような気がするんですけど。

前田技術企画課長 推進機構につきましては、 現在、県土整備部といたしましても、設計委託 をお願いして、推進機構において技術の継承等 もしていただくような位置づけでいろいろお願 いをしているところであります。地産地消につ きましても、先ほど申し上げました県土整備部 内の検討委員会とあわせて連携をとって、地産 地消の設計の仕方について取り組んでいきたい というふうに考えております。

坂口委員 具体的に、県土整備部内のそういっ た取り組みに携わる人たちが実際持っている技 術力とかいろんな情報、特に、公共事業で使え るような工法とか資材・骨材等についての情報 を、すごく失礼な言い方になるけれども、今、 県土整備部内のそういった担当者らがどれだけ わかっているかというと、ちょっと心もとない という気がするんです。そんな中で、民間にい きなりそういうお願いをしたって、民間がどれ だけのことを自分で判断できてどこまで食い込 めるのかと。やったって、怒られて、ただ働き、 汗かき損じゃつまらんということで、無難の域 をはみ出さないと思うんです。そうなると、限 りなく公的なものに近くて、そういったものの ストックも持っていて、一番わかっているとい うのは推進機構だと思うんです。だから、ここ らを徹底してお願いしていって、そこと連携を とりながら、内部のそういったものに関する必 要な技術なり知識なりを高めていくということ がまず最初にないと進まないんじゃないか、ま た、大変な混乱を来たすんじゃないかという気 がするんですけれど、今のやり方で評価はして いるんですが、本当にそれで理想的なものに行 けるのか、民間のコンサルさんが思い切った設計が描けるようになれるのかという、その見通 しというのはどんなぐあいに思っておられますか。

前田技術企画課長 実際、取り組みとしては、 一朝一夕に成果がどんどん上がってくるという ふうには思っておりません。先ほど御説明しま したように、まず、意識の高揚から始めまして、 課題等の洗い出し、それから、それの解決策を 探っていくということになると思います。です から、推進機構等も一緒に、検討、研究も含め てしていただくようなことで取り組んでいくの がいいのかなというふうに思っております。

そういうふうに思っているんですけれども、 実際問題といたしまして、やはり基本となると ころは押さえていく。それから、地産地消とい いますか、県産材といいますか、地元の工法と いいますか、そういうものの位置づけ等は私ど もでちゃんと決めて、そういう形で先行しない となかなか物事が進まないんじゃないかという ふうに思っていますので、その辺は、私たち部 の内部で十分検討して進めたいと思っています。

坂口委員 そうなんですよ。だから、そうしていただくために、ただ検討していきます、研究していきますだけではだめで、実際、一日も早くそれが実効性を発揮しなきゃだめなわけでしょう。その後、具体的に言えば、港湾がそういうものが一番多いと思うんですけど、異形がしったとのですよ、き言ったように。それから、うりますよ、漁港とかは、特に防風ネットなんて全りますよ、漁港とかは、特に防風ネットなんて全では、漁港とかは、特に防風ネットなんて全で場がはやり出しましたね。防風ネットなんて全て県外じゃないですか。県内の鉄鋼屋さんものという。溶接の技術者もいるわけでしょう。同じものとびではないできるわけでしょう。

が県内でできるじゃないですか。今の設計というのは全て県外からとらないとだめです。売り手市場です。アスファルトマットってあるじゃないですか。滑動防止、沈下防止、でも、現実にはその役割を果たしていなくて、どんどん沈んでいっている。そこにふとんかごじゃだめなのか、あるいは捨石マットじゃだめなのかと。こんなのは誰も判断できないんです。それがやれるのは、唯一、推進機構です。そこに委託をしていって研究費を出す。そういったことから解決しなきゃだめなんです。

今度は山、山なんかいっぱい工夫があります よ。この前、河野委員でしたか、一般質問でフ ォレストベンチをやられましたね、こんなもの だって。それから、EPS、発泡ウレタン、こ れらも、工法がちょっと一工夫前に進めば、狭 隘なところ、あるいはかなり立ち上がりのきつ いところでも、例えば、NHKで造園屋さんが やっていたロックウールブロックですか、あれ と組み合わせで、残土なりをそこにやって安定 した道路はできないのかと。心もとないですよ ね、火災でも一回あったら陥没ですよ。何も県 内にもうけさせろというのではなくて、三方一 両得ですよ。三方一両損しちゃ始まらないんで す。納税者と発注者と受注者みんなが得するよ うな方法。そういったものをやるのは、今、幾 ら課長が言われたようなことをやったって、誰 も冒険はやり切らないし、答えは出し切らない です。たくさんあるんですね。

そういったものを踏まえていって、まずモデル的なことをやっていただいて、それから、例えばなんですけど、今進めているようなVE(バリューエンジニアリング)、この感覚に基づいてこういった基準を満たすもの、この中にかっちりおさまる方法で、VE的感覚で地産地消へつ

ながる設計を持ってこいと、それを総合評価で評価してやろうじゃないかと、点数をつけてやろうじゃないかということを取り組まないと、今のは単なる言葉だけに終わると思うんですけど、どうですか、本当に見通しはありますか。何年かかけて、そこの目的とするところに今のやり方で行き着けるという。

前田技術企画課長 まだ緒についたばかりですので、見通し自体はついていないところなんですけれども、ただ、私たちは発注者として責任がありますので、その責任において取り組んでいくというのが施政の方向だというふうに思っています。

坂口委員 だから、責任がなければ、やりっ 放しでやってくれ、何でも県内のものを使って やってくれと言うんですけど、責任があるし、 縛りがあるんですよ、公共事業というのは、条 件が。その条件をクリアしながら地産地消に結 びついていくという真っ当なことを言っている んです。正当論を言っているんです。だからハー ドルは高いですよと。お願いしました、研修会 をやりましただけでは進まないですよと。まず、 ここに地産地消型の設計ありというものを見せ て、これをやるためには何が必要なんだという 課題を洗って、その課題を解決するために、先 ほどの内部で取り組むならプロジェクトチーム をつくってもいいじゃないですか。そこにちゃ んと政策的な予算をつけてやって、その技術者 たちに知恵を出してもらって、それを我が物に してもらうということ。その結果、すごく大き い県への経済効果になると思うんです。

漁港サイドは来ていないんですかね、水産サイドは。例えば、鋼製魚礁というかなり大きなものを海の中に沈めますよ、100メートルぐらいのところに魚礁をつくるのは。これはことごと

く特許なんです。そして、向こうで寸断したも のをトラックで持ってきて、港で組み立てて入 れるだけ。組み立て代と運賃、据えつけ代しか 県内には落ちないんです。こういうものにかわ るものが県内でできたよ、延岡の鉄工団地でで きたよということをやるという以前に、一方で は、捨石マウンドというのをやっているんです。 同じような100メーター水深のところに石をばん ばん投下して魚礁をつくっている。こういった ものも、コスト比較をやる、性能比較をやる、 どちらがすぐれているかと。そこで限界があれ ば、先ほど会計検査院という話もあったけど、 ここは正しいことを判断するところですから、 そんなに言うけど、アスファルトマットなり鋼 製魚礁なり、これが万が一被災したときとか機 能を果たさなくなったとき、あるいは寿命が来 たときには、これを撤去するために産廃処分料 が幾ら要るんですよ。捨石なんていうのは半永 久で、価格を比較したら比べ物にならんぐらい 税の負担は少ないんだ。何を言っているのかと いうことで、そこで理論的に会計検査院とも渡 り合わなきゃだめ。そんなことコンサルじゃで きないですよ。若い担当でもできないです。僕 はやっぱり推進機構だと思うんです。できる可 能性を一番持っているのは。だから、そういう ことをお願いしていって、一つ一つクリアして いかなきゃ、今、いきなり雲をつかむようなこ とに挑戦しようとしているのに、何とか答弁し ておけばいいわという答弁にしか僕には聞こえ ない。首をかしげられるけど、自信があるなら いいんですよ、僕が正しいとは言っていないん だから。でも、成果が出せるなら、これからの スケジュールを示してほしい。何年後にそういっ た設計を導入していくというのを。

前田技術企画課長 先ほどの繰り返しになり

ますけれども、今始めたばかりで、今後いろいるなデータが上がってきますので、それを分析して、後日になりますけれども、また御報告をしたいと思います。

坂口委員 だから、そういうことに取り組む ときはある程度の見通しが要るでしょうという こと。とにかく今始めたと。1年たてばある程 度の成果が出てくるという見通しを持っている。 そこでまたそれを検証して、さらに次の1年で 飛躍しましょうと。目標年次を3年後に置きま しょうというものが見通せているのならいいん ですよ。結果としてできなくてもいいんです。 そういうものを具体的に詰めていって、まず1 年目で情報収集だと、それを1年後には検証し ていって、こういう課題があったと。次にここ まで行って、3年後には実用化に持っていこう じゃないかというものがあればだけれども、地 産地消というものに取り組まにゃいかんげな、 設計もそれに合った設計をやれじゃげなと。や ります、やります、誰々でやりますとやってお こうと。民間の業者さんに委託しようといった ときに、どこまでがクリアできる成果品なのか を判断できる人もいなくて、仮にコンサルが持っ てきたら、これは大丈夫だ、こういうことでこ れはだめだということが言えるような状況にな いでしょう。そういう人をつくっていくことが できるのか。それはちょっと難しいんじゃない か。それよりも、丸ごとハウマッチで推進機構 にお願いして、こんな視点からやってくれ。問 題があったら、その問題もセットで送り返して くれとやっていけばどうですか。そのほうが具 現性がないですかということを言っているのに、 どちらでもいいんですよ。ただ、やるからには 年次を示してほしいということ、スケジュール を。そして、到達できるかできないかの見通し

も示してほしいということを言っているんです。 前田技術企画課長 今、目指していますのは、 まず、今年度に、午前中御説明しました事例集 をつくります。それは、今年度発注した委託業 務の中で検討した地産地消という観点から設計 した内容を各事務所から持ち寄ります。それを 内部の検討委員会で検討しまして、事例集とし てフィードバックする。進めていくんですけれ ども、実際、現場の工事が始まるのは設計の後 ですから、早くても今年度の下半期以降になる と思うんですけれども、そういうものも検証し ながら積み上げていくということになると思い ます。この地産地消は限りなくずっと永続的に やっていくものですから、何年後に完成という

坂口委員 だから、それをするためには前もって情報が要るでしょうということです。だって、何を使っていいのか、どこにどういった資材があるのか、どの資材が県内でつくられているのか、全くわからんわけでしょう。工法だって、今までの工法でやっていって、その工法を知っていて、その工法が地産地消につながる工法なのかその判断もできない。どういう仕様で出されるんですか、具体的に設計の仕様というのは。

ことはないと思うんですけれども、そういうシ

ステムを続けていくような体制づくりはしたい

というふうに思っております。

前田技術企画課長 設計委託の仕様は、今までの仕様で入れるんですけれども、実際、検討項目の中に、地産地消につながるような工法とか、在来の工法で地産地消に当てはまるようなもの、そういうものも検討の一つに加えるというのを条件にしております。その中で、よその県の開発とかいろんな工法がありますけれども、パテントなんかもありますけれども、そういうものと比較してトライしていくと。先ほど御説

明しましたように、現場条件のきついところは 特別な工法じゃないとできない場合もあるで しょう。だけれども、そういうところではなく て、少し条件が緩くなって地産地消の工法でも できるというものは、そういうものを当てはめ ていく。今まで同じ工法でずっと一定区間やっ ていたものを、細分化して取り入れていくとい うこともやっていくと。それから、工法につい ては、今、県の工法だとか、県の開発の技術で すよということで登録をしていただいています。 そういうものも当てはめられないか、もちろん 検討する。それから、御存じのように、国土交 通省にはNETISという登録制度があります けれども、あの辺で地産地消で使えるようなも のとか、そういうものを細かく検討していくと いうことで今考えております。

坂口委員 僕もくど過ぎると思われるのは嫌 ながら言っているんですけれども、言われるこ とはわかっているんですよ。ただ、わかってい るけど、僕がそれを受託したとしますよね、僕 なりの感覚でその図面を納品したとします。こ れはもうちょっと改善できるじゃないか。地産 地消なら、こんな工法でやるよりもこの工法が あるじゃないかとか、さっき言った防風ネット なら防風ネットなりを、何で県外のものを丸ご と買ってきて、作業班まで県外から連れてくる のか。自分のところでなぜできんのかと言った ら、いや、宮崎県はそれを認めていません。長 崎県は現場での製作・組み立てを認めているん ですと。長崎の方法は導入できないかと、そん なのコンサルがわかりますか。だから、そういっ たものを、一たん自分らでまずは思考期間を持っ て、ある程度の理論武装なり知識を持った上で 民間に発注していかないと、県内の担当者でそ れを判断できますか。僕が成果品を持っていっ たら、これはだめだぞとか、もうちょっと工夫 の余地があるぞとか、こんなものをやったって、 補助と公共事業の対象になる工法じゃないぞと か、こんな工法を入れたってどこから資材を持っ てくるのとか、誰が判断できるんですか。ある 程度そういった知見を積まなきゃだめだから、 さっきから言うように、複合的な工法を組み合 わせたものを、限りなく公的な機関に近いとい うか、県の出資団体の推進機構などとプロジェ クトを組んで、これはこうだああだとモデル設 計をまずつくることが最初で、そこにある程度 の知見を集めて、それを整理していって、仕様 書でしっかりうたって、それを発注して初めて 金額を決めて、受注・発注の関係で契約が成り 立つんじゃないのかということ。だって、どこ までのものを成果品として合格させようという 不合格・合格の判断基準があるんですか。

前田技術企画課長 私の受けとめが悪いのか もしれませんけれども、設計委託では、最終成 果品になるための設計、その前に、当然、比較 設計を行います。その中で、地産地消の工法と かそういうものも含めて検討するというのを今 やろうとしております。あと、先ほどの繰り返 しになりますけれども、外来の工法でありまし ても部分的にできないかと、そういうものも含 めてやるんですけれども、これは、委託業者の 方と担当の監督員が、調査員ですね、県の職員 が打ち合わせをしながら組み立てていきますの で、まず最初の打ち合わせで、そういう観点を 検討してくださいとお願いします。当然、コン サルの方はいろんな情報も持っておられるので、 そういうものをたたき台としているいろ提案し ていただいて、お互いに組み立てていくという ことを今、想定しております。そして、うまく いった場合は、それを地産地消の例として挙げ

てもらって、その事例集をつくっていくという ことなんですけれども。

坂口委員 物すごくくどくなるけど、担当は それが見抜けないですよと。比較設計だってそ うですよ。構造の強度比較とかコスト比較なら できますよ。地産地消の比較で、理論的にこれ をクリアさせるさせないという判断をどの担当 が今できますか。現場を担当する若い職員の方々 がそれだけの知識と技術力を持っていますか。

前田技術企画課長 この取り組みでは、担当だけではなくて、既に発注機関には文書で出しているんですけれども、リーダー、それから工務課長等も一緒に入ってやると。

坂口委員 リーダーも工務課長も含めてだけ れども、申し上げにくいけど、今、県に、発注 者側にそれだけの技術力とか知見がないと思う んです。それを今から集めていって培っていか ないと、とてもじゃないけど、そういった設計 比較なんてできない。今度は、そこで、会計検 査院、あるいは国交省なり農水省なりとの協議 なんてできないですよ。例えば、小さい平型ブ ロック1枚にしても、設計比較で出るのは、こ こにはどれだけの波力があるから何トンの平型 ブロックをつくりましょう。そのブロックになっ たらパテントはこの型枠しかないですよという ときに、いや、いいんだ。県内のこの型枠でいっ て、5トンのものはできないけど、2トンのも のをつくって、そこで連結をやっていって耐え させるんだとか、そんな知識を持っている人は いないんです。辛うじてまだ推進機構ならそこ が期待できるかなと。試行錯誤と言われるけど、 そんな無責任な発注はないですよ。試行錯誤し ながら、ああでもないこうでもないとか。これ で終わりますけど、どんな説明をされても心も となさ過ぎるなという気がする。僕は、それは 無理だと思っているということです。そこらの ところで自信があるなら、僕らはそこまで介入 できないけど、その前にしっかり予算なりを組 んで、本格的に、そういった地産地消につなが る、堂々とした補助公共に耐え得るような設計 のモデルとはこういうものだという幾つかのモ デルをつくっていくときに、いろんな課題が今 後見えてくるでしょうけど、それはリーダーと 解決しながら設計比較をやっていくと言う。コ ンサルはたまったものじゃないですよ。答えが いつまでも出ない。その苦情はたくさんあるで しょう。工事をストップして、ワンデーレスポ ンスと掛け声をしているけど、いつまでも現場 を待たせる。それが現実です。その中で、スペー スシャトルですよ、新たな挑戦ですよ、本当に 自信があれば。これでやめますけど、だから、 VEみたいにみんなの知恵を出し合って、一つ のルールを決めて、そして、地産地消のVEと いうものを、地産地消の視点から、条件をクリ アできるようなバリューエンジニアリングを やっていくんだということで予算を措置して、 それは責任を持って公的機関でまずやっていこ う、課題を解決してから外注していこうという ことじゃないと、ちょっと乱暴過ぎないかと言っ ているんですけど、これは最後の質疑にします。 どんな答えでもいいです。

前田技術企画課長 推進機構も含めて、もちるん知恵を借りながらやりたいと思いますけれども、頑張っていきたいと思っています。

内村委員長 ほかに質疑はありませんか。

前屋敷委員 技術力の問題が出たので、これに関連して。御報告いただいた中で、今、ほとんどが県内業者への発注ということになってきて、大変いいと思うんですが、県内業者が受注をしても、技術力が不足したりして県外業者に

請け負わせるということになっているんですが、これは以前からですけど、県内の業者の皆さん方の技術力も、ベンチャー企業などとあわせてそういった技術力も習得しようという方向でずっと来られたと思うんですけど、その辺の状況をちょっと。オーソドックスな聞き方で申しわけないんですけど。

前田技術企画課長 今、委員が言われましたように、特別な技術を要するもの、例えば大きな橋梁の設計とか、幾つかの特別な工種ではできない部分もあるんですけれども、ただ、そういう中で、コンサルタントの方も勉強されて、お願いできる範囲も大分ふえているというるというでは地元でもできるようになっていますが、実際に県外でしかできないというものは本当に限られている部分で、その結果が、今、9割程度が県内でできるという形になっていると思います。

前屋敷委員 ぜひ、そこのところをもっと底上げで頑張っていただきたいというか、県内業者で完結できるような工事を目指すのが必要かなというふうに思うんです。ですから、技術力も、業者が主体的にやる部分はもちろんですが、県もいろんな援助をしながら、技術力アップに向けての努力もしていただきたいというふうに思っているところです。要望でいいです。

前田技術企画課長 技術の移転ということでは、そういう特殊なものは、先ほど申し上げましたような共同企業体の中で一緒に習得していただくということが、実際の現場ですし、効果もあるのではないかというふうに思います。また、全体的な底上げみたいなお話ですと、今、

推進機構とか建設技術センター等で研修等も行いまして、基本的なことも習得していただくようなことは取り組みとしてやっております。

中野委員 点数評価の仕方ですけれども、土木のほうはいいとして、1つだけ。これは物品、印刷かな、5ページに、項目別配点表で経営年数というものがありますね。単純に、これはどういうことですか。例えば、会社を20年前に設立して、会社を設立して今ちょうど20年になっていますという場合は、単純に20年ということでいいんですか。20年という換算で10点とか、40年以上たっていれば10点とか、そういう配点がありますけど、この年数のとり方、単純に年数だけで配点するわけですか。

花坂総務事務センター課長 項目別に分けて ございますけれども、経営年数につきましては、 経営を始められて何年という、いわゆる今まで の実績等もございますので、そういった意味で 単純に年数ということで点数をつけさせていた だいております。

中野委員 例えば40年以上たっていると10点ですね。会社が、40年の中で、経営者もかわった、技術者もかわった、それでも10点でしょう。

花坂総務事務センター課長 会社でございますので、当然、経営者の交代はあろうかと思います。ただし、同じ業種の中で営業をなさっているということで、過去の実績というものは出てくるかと思っております。積み上げた技術力といいますか、特に、これは印刷関係でございますし、技術力もあると思います。そういったことで、経営年数ということで点数化をさせていただいておるところでございます。

中野委員 もう議論はしませんけど、40年もたって中身が変わっておれば、今の理屈は成り

立たんわけです。こっちの土木のほうもそうで す。年数とか技術者、そこら辺をぜひ。現実に 照らしたら、単純にこういう配点というのは本 当におかしい。建設業でも、言うならば、A、 B、Cに上がるときに、項目は知らんけれども、 実際はA、B、Cランクの中にいろいろ入って いるわけで、それをまた評価の中でやる。もう いいですけれど、ぜひこの配点。その辺は実態 に照らして、100%とは言わんですよ、技術者の 点数も、70歳になった人が古いから点数が多い とか、現場にはよう出らんでもただ名前だけ。 聞くと、そういうのは多いんです。ぜひ、配点・ 点数の分を、もうちょっと現実に即した考え方 にしてもらいたいと思います。もういいです。

花坂総務事務センター課長 午前中に髙橋委 員のほうから御質問いただきましたけれども、 私どもの答弁のほうで1カ所間違いがございま して、訂正をさせていただきたいと思います。

本庁で集中的に調達する物品を200万円と申し 上げましたが、これは160万円超に訂正をお願い いたしたいと思います。

内村委員長 ほかに質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

内村委員長 それでは、ないようですので、 以上で終わりたいと思います。執行部の皆さん、 お疲れさまでした。長時間にわたりまして、あ りがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時32分休憩

午後1時33分再開

内村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会の調査活動計画についてであります。 資料1をごらんください。

ただきましたが、台風10号の接近により延期い たしました8月上旬の県内調査を12月中旬に実 施することで変更しております。この案のとお り調査活動を進めていくことで御異議ありませ んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

内村委員長 それでは、そのように決定いた します。

続きまして、資料2をごらんください。先ほ ど説明いたしましたが、県北調査は、12月13日 から1泊2日で実施してはどうかと考えており ます。なお、当初計画からの変更についてです が、1日目に調査を行うこととしていた協同 ファームにつきましては、日程調整がつかなかっ たことから、日程より外させていただきました。

それでは、何か御意見がありましたら、どう ぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

内村委員長 それでは、意見がないようです ので、そのように進めさせていただきます。

諸般の事情により、若干変更がまた出るかも わかりませんが、その点は、正副委員長に御一 任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

内村委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議事項3の県外調 査についてお諮りいたします。資料3をごらん ください。

県外調査は、11月5日(月)から7日(水) にかけて実施する予定です。前回の委員会にお いて、正副委員長に御一任いただきました調査 先ですが、ごらんのような調査先を訪問したい と思っております。

まず、11月5日の山口県庁ですが、山口県は、 第1回目、5月15日の委員会において決定い 建設工事または物品等の発注について、県内の 事業者の受注機会の確保、県産品の活用を図ると規定した「山口県ふるさと産業振興条例」を議員発議により制定するとともに、県発注工事への県内資材活用の義務づけなどに取り組んでいます。この条例と県の施策について調査をしたいと考えております。

また、11月6日の広島県庁では、議員発議の「広島観光立県推進条例」と県の観光立県に向けた取り組みを調査した後、愛媛県今治市の「さいさいきて屋」を訪問し、当施設を核とした地産地消、食育等の取り組みを調査したいと考えております。

最終日の11月7日には、高知県庁を訪問して、 高知県が策定した「高知県産業振興計画」につ いて調査をしたいと考えております。同計画は 高知県の政策のトップに掲げられているもので、 地域経済の循環、地産地消に加えて、地域外の 経済を取り込む「地産外商」により、県経済の 浮揚を図っていくという取り組みを行っており ます。

調査先の説明は以上のとおりです。なお、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

内村委員長 ありがとうございます。

前屋敷委員 高知県は振興条例か何かつくっ ておられるんですか。

山口書記 説明申し上げます。条例という形ではなくて、宮崎県でいえば長期計画がございますけれども、それに相当する計画ということで、今回、調査をさせていただきます。高知県産業振興計画、これは第2期に入っているのですが、その中身について調査をするものです。

内村委員長 よろしいでしょうか。

中野委員 ただ計画だけですか。

山口書記 第1期の計画が平成21年から平成23年にかけて実施されておりますので、その 実績もあわせて調査をしたいということで考え ております。以上です。

西村委員 卓上でやるものが非常に多いので、できれば事前に資料等をもらっておけば、ぱっとただしていけるかもしれないし、もっと言えば、卓上の議論ばかりで勉強しても、持って帰れるものがあるのかなというのをこの計画図を見て思いました。例えば観光にしても、県議会に行くんじゃなくて、観光の中心となるところに行くとか、何かしらの取り組みが見えたほうが、せっかく現地に行くんだからという気持ちもします。

内村委員長 そういう希望を入れるということで、また変更を考えさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、調整をさせていただきます。

次に、協議事項4の次回委員会についてでありますが、次回委員会は、閉会中の11月2日(金)に行うことを予定しています。執行部への説明、資料要求について、何か御意見や御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

内村委員長 それでは、ないようですので、 次回の委員会の内容につきましては、正副委員 長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

内村委員長 それでは、そのように進めさせ ていただきます。

最後になりますが、協議事項5のその他で何かございませんか。委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

内村委員長 それでは、今後の日程について 確認いたします。

次回の委員会は11月2日(金)午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会は閉会いたします。どう も長時間ありがとうございました。お疲れさま でした。

午後1時40分閉会